

# 雲仙市地域防災計画

## 資料編

令和8年5月修正  
雲仙市防災会議



## 雲仙市地域防災計画 資料編 目次

1	雲仙市防災会議条例	1
2	雲仙市防災会議委員名簿	3
3	雲仙市災害対策本部条例	5
4	雲仙市災害警戒本部 標準配備表	6
5	雲仙市災害対策本部 標準配備表	8
6	災害対策基本法関係条文（抜粋）	10
7	雲仙市消防団の設置等に関する条例	13
8	雲仙市消防団の組織等に関する規則	14
9	雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	23
10	雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例	25
11	雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	29
12	災害情報収集及び被害報告取扱計画	33
13	災害報告事務の状況一覧	36
14	罹災証明書	38
15	災害情報受信票等	39
16	地区別避難場所等一覧	42
17	水防資機材備蓄品一覧	52
18	保有機材一覧	55
19	アマチュア無線局一覧表	56
20	災害緊急通行車両標章及び証明書等	57
21	雲仙市し尿及び浄化槽清掃運搬許可業者	59
22	救急告示病院一覧表	60
23	長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱	61
24	長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領	66
25	県内自衛隊の配置及び管轄区域	74
26	食糧供給計画	76
27	災害時の応援等協定書	81
28	雲仙岳噴火警戒レベル	108
29	山地災害危険地区	110
30	要配慮者利用施設	112
31	避難促進施設	114

# 1 雲仙市防災会議条例

雲仙市防災会議条例

平成 17 年 10 月 11 日 条例第 14 号  
改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 11 号  
平成 30 年 3 月 26 日 条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、雲仙市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 雲仙市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関のうちから市長が任命する者 3 人以内
  - (2) 長崎県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
  - (3) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者 2 人以内
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 17 人以内
  - (5) 県央及び島原地域広域市町村圏組合の消防職員 2 人以内
  - (6) 市議会議員 2 人以内
  - (7) 教育長
  - (8) 消防団長
  - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の中から市長が任命する者 10 人以内
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者 6 人以内
- 6 前項第 9 号及び第 10 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 11 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 10 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

## 2 雲仙市防災会議委員名簿

(会長)

雲仙市長	金澤 秀三郎	かなざわ ひでさぶろう	
------	--------	-------------	--

(委員)

条例 3条 該当	機関名等	氏名	ふりがな	
6号	雲仙市議会議長	大久保 正美	おおくぼ まさみ	
6号	雲仙市議会総務常任委員	矢崎 勝己	やざき かつみ	
1号	国土交通省小浜維持出張所長	橋本 昌徳	はしもと まさのり	
2号	島原振興局長	吉田 稔	よしだ みのる	
2号	県南保健所長	安藤 隆雄	あんどう たかお	
3号	雲仙警察署長	山本 秀和	やまもと ひでかず	
5号	県央地域広域市町村圏組合小浜消防署長	原田 義弘	はらだ よしひろ	
5号	島原地域広域市町村圏組合島原消防署長	西田 光介	にしだ こうすけ	
8号	雲仙市消防団長	川上 清記	かわかみ きよふみ	
9号	一般社団法人 南高医師会長	馬場 恵介	ばば けいすけ	
9号	九州電力送配電株式会社島原配電事業所長	椎原 光彦	しいはら みつひこ	
9号	(株)NTTフィールドテクノ長崎設備部長	林田 宏之	はやしだ ひろゆき	
9号	北串山郵便局長	永江 祥三	ながえ しょうぞう	
9号	島原鉄道株式会社代表取締役社長	山中 剛	やまなか つよし	
9号	長崎県トラック協会島原支部長	林田 正剛	はやしだ せいごう	
9号	長崎県LPガス協会島原支部北部会長	川島 貞文	かわしま さだふみ	
9号	九州ガス(株)小浜支店長	中野 太	なかの ふとし	
9号	雲仙市社会福祉協議会長	本多 周太	ほんだ しゅうた	
9号	雲仙市自治会長連合会長	—	—	
10号	自主防災組織代表	金山 光明	かなやま みつあき	
10号	雲仙市婦人会連絡協議会長	村上 智恵子	むらかみ ちえこ	
10号	雲仙市女性防火クラブ連絡協議会長	原田 サツヨ	はらだ さつよ	
4号	雲仙市副市長	松橋 秀明	まつばし ひであき	
7号	雲仙市教育長	大津 善信	おおつ よしのぶ	
4号	雲仙市総務部長	芦塚 清隆	あしづか きよたか	
4号	雲仙市財務部長	三宅 隆浩	みやけ たかひろ	
4号	雲仙市地域振興部長	荒木 高志	あらかし たかし	
4号	雲仙市健康福祉部長	林田 泰郎	はやしだ やすろう	
4号	雲仙市環境水道部長	林田 義幸	はやしだ よしゆき	
4号	雲仙市農林水産部長	岩本 忠彦	いわもと ただひこ	
4号	雲仙市観光商工部長	北川 貴房	きたがわ たかふさ	
4号	雲仙市建設部長	峰添 恒彦	みねぞえ つねひこ	
4号	国見総合支所長	堀田 一樹	ほりた かずき	
4号	瑞穂総合支所長	菅 康郎	かん やすろう	
4号	愛野総合支所長	中尾 幸治	なかお ゆきはる	

条例 3条 該当	機関名等	氏名	ふりがな	
4号	千々石総合支所長	金澤 武夫	かなざわ たけお	
4号	小浜総合支所長	荒木 義展	あらかき よしのり	
4号	南串山総合支所長	大場 利信	おおば としのぶ	
4号	地域振興部 地域づくり推進課長	吉原 久司	よしはら ひさし	

令和7年4月1日現在

### 3 雲仙市災害対策本部条例

雲仙市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 11 日条例第 15 号  
改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、雲仙市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者を充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 雲仙市災害警戒本部 標準配備表

《令和8年度》

雲仙市災害警戒本部

対策部名	部長 (副部長)	班名	班長 (副班長)	担当課	総人員	災害警戒本部		
						第1 配備 (名)	第1.5 配備 (名)	第2 配備 (名)
警戒本部	副市長			副市長	1			1
	(教育長)			教育長	1			1
総務対策部	総務部長 (監査事務局長)				部局長 2 職員 39	1 3	1 4	1 7
				総務部長	1	1	1	1
				監査事務局長	1			
		対策本部 班	防災安全課長 (危機管理班長)	防災安全課 監査事務局	4 1	2	2	3
		市民安全 班	防災安全課長 (市民安全班長)	防災安全課	4	1	1	3
		支援対策 班	政策企画課長 (未来創生課長)	政策企画課 未来創生課	10 6		1	1
		調整班	人事課長 (行革推進課長)	人事課	7			
				行革推進課	7			
		救援対策部	健康福祉部長 (福祉総務課長)				部局長 1 職員 73	
				健康福祉部長	1			1
市民生活 班	福祉支援課長 (子ども支援課長)			福祉総務課	12			
				福祉支援課 子ども支援課	6 14			
救護班	健康づくり課長 (健康推進班長)			健康づくり課	12			
避難対策 班	保護課長 (総合窓口課長)			保護課	10			
		総合窓口課	19					
財務対策部	財務部長 (会計管理者)				部局長 2 職員 45			2
				財務部長	1			1
				会計管理者	1			1
		物資班	財政課長 (会計課長)	財政課長	7			
				会計課	4			
		ライフ ライン班	財産管理課長 (契約検査課長)	財産管理課 契約検査課	8 5			
		証明班	税務課長 (収納推進課長)	税務課	15			
収納推進課	6							
土木対策部	建設部長 (監理課長)				部局長 1 職員 36	1 1	1 1	1 1
				建設部長	1	1	1	1
				建設部理事	1			
		治山治水・ 道路班	道路河川課長 (用地課長、建設 総務班長)	監理課	11			
				用地課 道路河川課	4 12		1	1
		住宅対策 班	建築課長 (建築指導班長)	建築課	8			
環境衛生 対策部	環境水道部長 (水道課長)				部局長 1 職員 33			1
				環境水道部長	1			1
		環境衛星 班	環境政策課長 (環境政班長)	環境政策課	9			
		水道班	水道班長 (水道管理班長)	水道課	18			
		下水道班	下水道課長 (下水道班長)	下水道課	6			

対策部名	部長 (副部長)	班名	班長 (副班長)	担当課	総人員	災害警戒本部		
						第1 配備 (人)	第1.5 配備 (人)	第2 配備 (人)
農林水産 対策部	農林水産部長 (農業委員会事務局長)				部局長 2 職員 31	1 1	1 1	2 1
				農林水産部長	1	1	1	1
				農業委員会事務局長	1			
		農政班	農林課長 (農地総務班長)	農林課 農業委員会	15 4			
		農水施設 班	農漁村整備課長 (整備維持班長)	農漁村整備課	12	1	1	1
観光商工 対策部	観光商工部長 (観光物産課長)				部局長 1 職員 19			1
				観光商工部長	1			1
		観光商工 班	商工労政課長 (企業誘致推進班長)	観光物産課 商工労政課 企業誘致推進 室	11 4 4			
議会対策 部	議会事務局長 (議会事務局次長)				部局長 1 職員 4			1
				議会事務局長	1			1
		議会対策 班	総務議事班長		4			
文教対策 部	教育次長 (総務課長)				部局長 1 職員 31			1
				教育次長	1			1
		学校対策 班	学校教育課長 (総務班長)	総務課 学校教育課	6 9			
		教育施設 対策班	生涯学習課長 (スポーツ振興課長)	生涯学習課 スポーツ振興 課	11 5			
地区対策 部	地域振興部長 (地域づくり推進課長)				部局長 1 職員 64	1 14	1 14	1 21
				地域振興部長	1	1	1	1
		吾妻支部	地域づくり推進 班長	地域づくり推 進課	課長 1 職員 8	1 1	1 1	1 2
		国見支部	国見総合支所長	国見総合支所	支所長 1 職員 11	1 1	1 1	1 2
		瑞穂支部	瑞穂総合支所長	瑞穂総合支所	支所長 1 職員 7	1 1	1 1	1 2
		愛野支部	愛野総合支所長	愛野総合支所	支所長 1 職員 8	1 1	1 1	1 2
		千々石支 部	千々石総合支所 長	千々石総合支 所	支所長 1 職員 6	1 1	1 1	1 2
		小浜支部	小浜総合支所長	小浜総合支所	支所長 1 職員 10	1 1	1 1	1 2
		南串山支 部	南串山総合支所 長	南串山総合支 所	支所長 1 職員 7	1 1	1 1	1 2
		対策本部(地域対策部を除く)						8
地区対策部						15	15	22
合 計						23	24	44

## 5 雲仙市災害対策本部 標準配備表

《令和8年度》

雲仙市災害対策本部

対策部名	部長 (副部長)	班名	班長 (副班長)	担当課	総人員	災害対策本部		
						第3 配備	第4 配備	第5 配備
対策本部	市長			市長	1	1	1	1
	(副市長)			副市長	1	1	1	1
	(教育長)			教育長	1	1	1	1
総務対策部	総務部長 (監査事務局長)				部局長 2 職員 39	2 17	2 24	2 39
				総務部長	1	1	1	1
				監査事務局長	1	1	1	1
		対策本部班	防災安全課長 (危機管理班長)	防災安全課 監査事務局	4 1	4	4 1	4 1
		市民安全班	防災安全課長 (市民安全班長)	防災安全課	4	4	4	4
		支援対策班	政策企画課長 (未来創生課長)	政策企画課	10	3	5	10
				未来創生課	6	2	3	6
		調整班	人事課長 (行革推進課長)	人事課	7	2	4	7
行革推進課	7			2	3	7		
救援対策部	健康福祉部長 (福祉総務課長)				部局長 1 職員 73	1 21	1 35	1 73
				健康福祉部長	1	1	1	1
		市民生活班	福祉支援課長 (子ども支援課長)	福祉総務課 福祉支援課 子ども支援課	12 6 14	4 2 4	6 3 7	12 6 14
		救護班	健康づくり課長 (健康推進班長)	健康づくり課	12	3	6	12
		避難対策班	保護課長 (総合窓口課長)	保護課 総合窓口課	10 19	3 5	5 8	10 19
財務対策部	財務部長 (会計管理者)				部局長 2 職員 45	2 13	2 24	2 45
				財務部長	1	1	1	1
				会計管理者	1	1	1	1
		物資班	財政課長 (会計課長)	財政課長	7	2	4	7
				会計課	4	1	2	4
		ライフライン班	財産管理課長 (契約検査課長)	財産管理課	8	2	4	8
契約検査課	5			1	2	5		
証明班	税務課長 (収納推進課長)	税務課 収納推進課	15 6	5 2	8 4	15 6		
土木対策部	建設部長 (監理課長)				部局長 1 職員 36	1 12	1 20	1 36
				建設部長	1	1	1	1
				建設部理事	1	1	1	1
		治山治水・道路班	道路河川課長 (用地課長、建設総務班長)	監理課	11	3	5	11
				用地課 道路河川課	4 12	2 4	3 6	4 12
住宅対策班	建築課長 (建築指導班長)	建築課	8	3	5	8		
環境衛生対策部	環境水道部長 (水道課長)				部局長 1 職員 33	1 10	1 17	1 33
				環境水道部長	1	1	1	1
		環境衛星班	環境政策課長 (環境政班長)	環境政策課	9	3	5	9
		水道班	水道班長 (水道管理班長)	水道課	18	5	9	18
下水道班	下水道課長 (下水道班長)	下水道課	6	2	3	6		

対策部名	部長 (副部長)	班名	班長 (副班長)	担当課	総人員	災害対策本部		
						第3 配備	第4 配備	第5 配備
農林水産 対策部	農林水産部 長 (農業委員会 事務局長)				部局長 2 職員 31	2 8	2 15	2 31
				農林水産部長	1	1	1	1
				農業委員会事務 局長	1	1	1	1
		農政班	農林課長 (農地総務班長)	農林課 農業委員会	15 4	4 1	7 2	15 4
		農水施設班	農漁村整備課長 (整備維持班長)	農漁村整備課	12	3	6	12
観光商工 対策部	観光商工部 長 (観光物産 課長)				部局長 1 職員 19	1 5	1 10	1 19
				観光商工部長	1	1	1	1
		観光商工班	商工労政課長 (企業誘致推進班 長)	観光物産課	11	3	6	11
				商工労政課	4	1	2	4
				企業誘致推進室	4	1	2	4
議会対策 部	議会議務局 長 (議会議務 局次長)				部局長 1 職員 4	1 1	1 2	1 4
				議会議務局長	1	1	1	1
		議会対策班	総務議事班長	議会議務局	4	1	2	4
文教対策 部	教育次長 (総務課長)				部局長 1 職員 31	1 8	1 15	1 31
				教育次長	1	1	1	1
		学校対策班	学校教育課長 (総務班長)	総務課	6	2	3	6
				学校教育課	9	2	4	9
		教育施設対 策班	生涯学習課長 (スポーツ振興課 長)	生涯学習課	11	3	5	11
スポーツ振興課	5			1	3	5		
地区対策 部	地域振興部 長 (地域づくり 推進課長)				部局長 1 職員 64	1 24	1 38	1 64
				地域振興部長	1	1	1	1
		吾妻支部	地域づくり推進 班長	地域づくり推進 課	課長 1 職員 8	1 3	1 4	1 8
				国見支部	国見総合支所長	国見総合支所	支所長 1 職員 11	1 3
		瑞穂支部	瑞穂総合支所長	瑞穂総合支所	支所長 1 職員 7	1 2	1 4	1 7
				愛野支部	愛野総合支所長	愛野総合支所	支所長 1 職員 8	1 2
		千々石支部	千々石総合支所 長	千々石総合支所	支所長 1 職員 6	1 2	1 3	1 6
				小浜支部	小浜総合支所長	小浜総合支所	支所長 1 職員 10	1 3
		南串山支部	南串山総合支所 長	南串山総合支所	支所長 1 職員 7	1 3	1 5	1 7
				対策本部(地域対策部を除く)				110
		地区対策部						26
合 計						136	217	391

## 6 災害対策基本法関係条文（抜粋）

### 災害対策基本法関係条文（抜粋）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地において当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

- 第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第4項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
    - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
    - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
  - 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
  - 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
  - 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

## 7 雲仙市消防団の設置等に関する条例

雲仙市消防団の設置等に関する条例

平成 17 年 10 月 11 日

条例第 191 号

改正 平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号

(設置)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき消防事務を処理するため、消防団を置く。

(名称及び区域)

第 2 条 前条に規定する消防団の名称及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	管轄区域
雲仙市消防団	雲仙市全域

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 雲仙市消防団の組織等に関する規則

雲仙市消防団の組織等に関する規則

平成 17 年 10 月 11 日規則第 156 号  
改正 平成 27 年 3 月 24 日規則第 12 号  
平成 28 年 3 月 7 日規則第 4 号  
平成 28 年 9 月 1 日規則第 40 号  
平成 30 年 2 月 14 日規則第 1 号  
令和 2 年 2 月 7 日規則第 4 号  
令和 8 年 3 月 27 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項並びに雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年雲仙市条例第 192 号）第 7 条の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等並びに消防団員の分限等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防団の組織等)

第 2 条 消防団に、本部及び次の支団を置く。

国見支団

瑞穂支団

吾妻支団

愛野支団

千々石支団

小浜支団

南串山支団

2 各支団に次の分団を置く。

国見支団 14 個分団

瑞穂支団 6 個分団

吾妻支団 9 個分団

愛野支団 5 個分団

千々石支団 10 個分団

小浜支団 13 個分団

南串山支団 7 個分団

(本部の位置)

第 3 条 消防団の本部は、雲仙市役所内に置く。

(各支団の分団等の名称及び管轄区域)

第 4 条 第 2 条第 2 項の分団等の名称及び管轄区域は、別表第 1 のとおりとする。

(消防団の職制)

第 5 条 消防団に、団長、支団長、副支団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

(消防団員の職務)

第6条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
団長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。
支団長	管轄区域の分団の事務を掌理するとともに、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、消防団長が定めた順序によりその職務を代理する。
副支団長	消防団長及び管轄区域の支団長を補佐し、支団長に事故があるとき、又は支団長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。
分団長	支団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌る。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の階級)

第7条 消防団員の階級は、消防団員の階級の基準(昭和33年消防庁告示第5号)に定めるところにより、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 支団長の階級は副団長とし、福支団長の階級は、分団長とする。

(消防団員の階級別定員及び配置)

第8条 消防団員の階級別定員及び配置は、別表第2のとおりとする。

(消防団員の訓練及び礼式)

第9条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)によるものとする。

(消防団員の服制)

第10条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。

(消防団員の分限及び懲戒に関する処分の手続)

第11条 消防団員の分限及び懲戒に関する処分の手続は、雲仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年雲仙市条例第23号)及び雲仙市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年雲仙市条例第26号)を準用するものとする。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 1 日規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 14 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日規則第 13 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

## 支団の名称及び管轄区域

支団名	名称	管轄区域
国見支団	第1分団	多比良 船津
	第2分団	多比良 轟木
	第3分団	多比良 馬場
	第4分団	多比良 高下
	第5分団	多比良 金山
	第6分団	土黒 南下原、北下原
	第7分団	土黒 尾茂、今出
	第8分団	土黒 川原田、篠原
	第9分団	土黒 宮田、八斗木
	第10分団	神代 山ノ上、楠高
	第11分団	神代 東里、西里
	第12分団	神代 下古賀、上古賀、上里、小路
	第13分団	神代 片田
	第14分団	神代 向町、川西、川東
瑞穂支団	第1分団	栗林、東
	第2分団	岩戸、西岩戸
	第3分団	河内、杉峰、古江
	第4分団	伊古、船津
	第5分団	大川、横田、高田、桑田
	第6分団	岡、夏峰
吾妻支団	支団本部分団	吾妻支団区域全域
	第1分団	三室全域、平木場
	第2分団	馬場、田内川、新城、古庄、西光寺
	第3分団	萩の本、田の平、田川原、横田、大木場
	第4分団	牛口東、牛口三、牛口四
	第5分団	馬場、永中、山田原、栗林、柿田
	第6分団	布江、牧の内、川床、黒仁田
	第7分団	河内、吹之原、大熊一、大熊二
愛野支団	支団本部分団	愛野支団区域全域
	第1分団	新崎、川端、舟津、迫、順手、東
	第2分団	本町、有明町、本下、平和、八幡、原、サン・コーポラス
	第3分団	境の尾、小無田、新町、寺の尾、王垣、幸町、浜口
	第4分団	田端、中島、桜山、山沢、中野、浜
千々石支団	支団本部分団	千々石支団区域全域
	第1分団	北舟津名一円
	第2分団	野田名一円
	第3分団	下峯名一円
	第4分団	木場名の中桂の迫、飯岳、高野、東中組部落一円
	第5分団	南舟津名一円
	第6分団	木場名の中西中組、己の鏝、白新田部落一円
第7分団	上峯名一円	

支団名	名称	管轄区域
千々石支団	第8分団	小倉名一円
	第9分団	木場名の中下岳、上岳部落一円
小浜支団	支団本部分団	小浜支団区域全域
	第1分団	北本町地区
	第2分団	南木指、北木指地区
	第3分団	南本町地区
	第4分団	北村・北野地区
	第5分団	富津・木津地区
	第6分団	雲仙地区
	第7分団	上山領・下山領地区
	第8分団	飛子地区
	第9分団	山畑地区
	第10分団	金浜地区
	第11分団	木場地区
第12分団	大亀地区	
南串山支団	第1分団	白頭、板引、門山、妙見、椎木川
	第2分団	鬼池、檜峰
	第3分団	加例川、井手ノ上、内原、上大良、新山
	第4分団	溜水、上木場、西浜、水ノ浦
	第5分団	田ノ平、塚ノ山、中ノ場
	第6分団	坂上奥、田ノ河内
	第7分団	谷向、赤間、小竹木

別表第2（第8条関係）

## 階級別定員及び配置

階級名 本部 支団の別	団長	副団 長	分団長		副分団 長	部長	班長	団員	計
			支団長	副支団 長					
本部	1	7	16			1	2	20	47
国見支団									
第1分団				1	1	2	5	18	27
第2分団				1	1	2	4	12	20
第3分団				1	1	2	5	16	25
第4分団				1	1	2	4	12	20
第5分団				1	1	2	5	21	30
第6分団				1	1	2	5	21	30
第7分団				1	1	2	4	11	19
第8分団				1	1	2	4	12	20
第9分団				1	1	2	5	21	30
第10分団				1	1	2	4	12	20
第11分団				1	1	2	4	12	20
第12分団				1	1	2	5	18	27
第13分団				1	1	2	4	10	18
第14分団				1	1	2	5	11	20
小計				14	14	28	63	207	326
瑞穂支団									
第1分団				1	1	1	4	18	25
第2分団				1	1	1	4	15	22
第3分団				1	1	1	4	19	26
第4分団				1	1	1	4	24	31
第5分団				1	1	1	4	27	34
第6分団				1	1	1	4	14	21
小計				6	6	6	24	117	159
吾妻支団									
支団本部 分団				1	1	1	4	8	15
第1分団				1	1	1	4	13	20
第2分団				1	1	1	4	14	21
第3分団				1	1	1	4	15	22
第4分団				1	1	1	4	13	20
第5分団				1	1	1	4	13	20
第6分団				1	1	1	4	13	20
第7分団				1	1	1	4	16	23
第8分団				1	1	1	4	13	20
小計				9	9	9	36	118	181

階級名 本部 支団の別	団長	副団 長	分団長		副分団 長	部長	班長	団員	計
		支団長	副支団 長	分団長					
愛野支団									
支団本部 分団				1	1	1	2	4	9
第1分団				1	1	1	3	14	20
第2分団				1	1	1	3	14	20
第3分団				1	1	1	3	14	20
第4分団				1	1	1	3	14	20
小計				5	5	5	14	60	89
千々石支団									
支団本部 分団				1	1	2	5	3	12
第1分団				1	1	2	8	11	23
第2分団				1	1	2	8	11	23
第3分団				1	1	2	8	8	20
第4分団				1	1	2	8	8	20
第5分団				1	1	2	8	8	20
第6分団				1	1	2	8	8	20
第7分団				1	1	2	8	8	20
第8分団				1	1	2	8	8	20
第9分団				1	1	2	6	0	10
小計				10	10	20	75	73	188
小浜支団									
支団本部 分団				1	1		2		4
第1分団				1	1	2	8	11	23
第2分団				1	1	2	8	13	25
第3分団				1	1	2	8	8	20
第4分団				1	1	2	8	11	23
第5分団				1	1	2	8	14	26
第6分団				1	1	2	8	18	30
第7分団				1	1	2	8	9	21
第8分団				1	1	2	8	9	21
第9分団				1	1	2	8	10	22
第10分団				1	1	2	8	4	16
第11分団				1	1	2	8	4	16
第12分団				1	1	2	8	2	14
小計				13	13	24	98	113	261

階級名 本部 支団の別	団長	副団 長	分団長		副分団 長	部長	班長	団員	計
		支団長	副支団 長	分団長					
南串山支団									
第1分団				1	1	2	5	11	20
第2分団				1	1	2	5	11	20
第3分団				1	1	2	5	15	24
第4分団				1	1	2	5	20	29
第5分団				1	1	2	5	11	20
第6分団				1	1	2	5	14	23
第7分団				1	1	2	5	11	20
小計				7	7	14	35	93	156
合計	1	7	16	64	64	107	347	801	1,407

## 9 雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

平成 17 年 10 月 11 日条例第 192 号

改正 平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号

令和元年 10 月 7 日条例第 14 号

令和 4 年 3 月 24 日条例第 5 号

令和 7 年 3 月 24 日条例第 5 号

令和 8 年 3 月 26 日条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

(定員)

第 2 条 団員の定数は、1, 407 人とする。

第 3 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 本市の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第 6 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、市長の承認を得なければならない。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第 1 号または第 3 号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 3 条第 1 号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、前条第1項ただし書の規定を準用する。

- (1) 消防に関する法令または条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年雲仙市条例第34号)の定めるところにより報酬を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、雲仙市職員等の旅費費用弁償に関する条例(平成17年雲仙市条例第34号)の定めるところにより報酬を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法については、雲仙市職員等の旅費の給付の例による。

(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の種類、金額及び補償の条件については、市町村等消防団員等公務災害補償条例(平成8年長崎縣市町村総合事務組合条例第15号)によるほか、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の定めるところによる。

(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の支給の金額及び条件については、市町村消防団員等組合退職報償金支給条例(平成8年長崎縣市町村総合事務組合条例第15号)の定めるところによる。

## 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の国見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年国見町条例第 2 号）、瑞穂町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年瑞穂町条例第 9 号）、吾妻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年吾妻町条例第 170 号）、愛野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年愛野町条例第 7 号）、千々石町消防団条例（昭和 30 年千々石町条例第 3 号）、小浜町消防団条例（昭和 36 年条例第 8 号）又は南串山町消防団条例（昭和 40 年南串山町条例第 17 号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 7 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日条例第 5 号）

この条例は、4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日条例第 5 号）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日条例第 11 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

# 10 雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例

雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 10 月 11 日条例第 107 号  
改正 平成 23 年 12 月 26 日条例第 13 号  
平成 31 年 4 月 1 日条例第 5 号  
令和元年 12 月 26 日条例第 23 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 15 条）
- 第 5 章 補則（第 16 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

### 第 2 章 災害弔慰金の支給

#### （災害弔慰金の支給）

第 3 条 市長は、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した市民があるときは、その者の遺族に対して、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### （災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- （1） 配偶者
- （2） 子
- （3） 父母
- （4） 孫
- （5） 祖父母

(6) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者）

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市長は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害額が、その家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上の損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000 円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000 円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は⑩年とし、据置期間はそのうち 3 年（規則で定める場合は 5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、前項の保証人を立てる場合は、無利子とする。

3 災害援護資金は、第 1 項の保証人を立てない場合は、据え置き期間は無利子とし、据え置き期間経過後はその利率を、延滞の場合を除き、年 1.5%とする。

4 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付を受けたものと連帯して責務を負担するものとし、その保証責務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

#### 第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年国見町条例第 15 号）、瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年瑞穂町条例第 13 号）、吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年吾妻町条例第 14 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年愛野町条例第 14 号）、千々石町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千々石町条例第 12 号）、小浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年小浜町条例第 20 号）又は南串山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年南串山町条例第 21 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年国見町条例第 15 号）、瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年瑞穂町条例第 13 号）、吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年吾妻町条例第 14 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年愛野町条例第 14 号）、千々石町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千々石町条例第 12 号）、小浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年小浜町条例第 20 号）又は南串山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年南串山町条例第 21 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 12 月 26 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日条例第 5 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 26 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 11 雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日規則第 69 号

平成 24 年 11 月 19 日規則第 60 号

平成 28 年 3 月 1 日規則第 2 号

令和元年 12 月 26 日規則第 16 号

改正 令和 4 年 2 月 24 日規則第 19 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 17 条）

第 5 章 補則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年雲仙市条例第 107 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

（2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

（3） 死亡者の遺族に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給する時は、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（1） 障害者の氏名、性別、生年月日

（2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

（3） 障害種類及び程度に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して、3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、前項に規定する申込を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

#### 第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年国見町規則第 2 号)、瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 58 年瑞穂町規則第 5 号)、吾妻町災害弔慰金の支給等に関する規則(昭和 56 年吾妻町規則第 3 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年愛野町規則第 12 号)、千々石町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 49 年千々石町規則第 2 号)、小浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年小浜町規則第 21 号)又は南串山町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 57 年南串山町規則第 3 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 24 年 11 月 19 日規則第 60 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 26 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

附 則(令和 4 年 2 月 25 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 12 災害情報収集及び被害報告取扱計画

### 第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

(危機管理課)

本計画は、基本法及び他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

#### 1 実施責任者

##### (1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、県防災会議委員の属する機関に通報、又は国の関係各機関へ報告を行うものとする。

##### (2) 市町

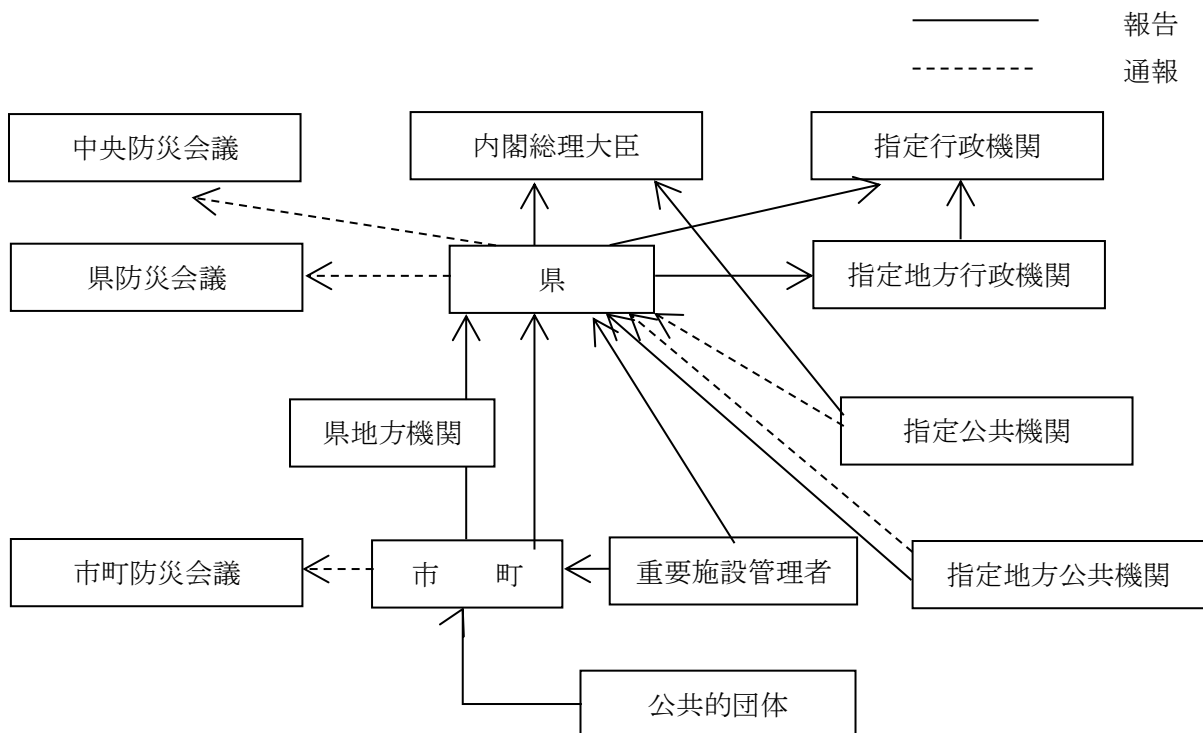
市町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

##### (3) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、本省等、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(資料編2 防災機関の緊急連絡先一覧表)

総合的な災害情報収集系統図



# 災 害 概 況 即 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報 告 日 時	令 和 年 月 日 時 分
市 町 村 名 ( 消 防 本 部 名 )	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

(市町→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	令 和 年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者	人	重症	住 家 被 害	全 壊	棟	床 上 浸 水	棟		
		うち 災 害 関 連 死 者	人			半 壊	棟	床 下 浸 水	棟		
		不 明	人	軽 傷		人	一 部 破 損	棟	未 分 類	棟	
		(119 番通報の件数)									
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部の設置状況										
	消防機関の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規範、活動状況等をわかる範囲で記入すること)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	市の応急対策		(市町が講じた応急対策)								

# 被害状況報告

(市町→地方本部)

市町名		月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	
被害者名		即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	
区		被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
人的被害	死者	1	人						
	うち災害関連								
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
住家被害	重傷	4	人						
	軽傷	5	人						
	全壊	棟	6						
		世帯	7						
		人	8						
	半壊	棟	9						
		世帯	10						
		人	11						
	一部破損	棟	12						
		世帯	13						
	床上浸水	棟	14						
		世帯	15						
	床下浸水	人	16						
		棟	17						
		世帯	18						
		人	19						
	計	20	千円						
	非住家	公共建物	21	棟					
		その他	22	棟					
	その他	田	23	ha					
流失・埋没冠水		24	ha						
畑		25	ha						
流失・埋没冠水		26	ha						
文教施設		27	箇所						
病院		28	箇所						
道路		29	箇所						
橋りょう		30	箇所						
河川		31	箇所						
港湾		32	箇所						
砂防		33	箇所						
清掃施設		34	箇所						
崖くずれ		35	箇所						
鉄道不通		36	箇所						
被害船舶		37	隻						
水道		38	戸						
電話		39	回線						
電気		40	戸						
ガス		41	戸						
ブロック塀等		42	箇所						
り災世帯数	43	世帯							
り災者数	44	人							
火建	45	件							
火災危険	46	件							
その他	47	件							
公共文教施設	48	千円							
農林水産業施設	49	千円							
公共土木施設	50	千円							
その他の公共施設	51	千円							
小計	52	千円							
公共施設被害市町村数	53	団体							
その他	農業被害	54	千円						
	林業被害	55	千円						
	畜産被害	56	千円						
	水産被害	57	千円						
	商工被害	58	千円						
その他	59	千円							
被害総額	60	千円							
災害対策本部	設置			月	日	時	分		
	解散			月	日	時	分		
災害救助法適用			月	日	時	分			
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

### 13 災害報告事務の状況一覽

別表 1 災害報告事務の状況一覽（報告者 市町長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	危機管理課	振 興 局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消 防	火災報告	消 防 法
	福祉保健課	直 接 (市) 福祉事務所 (町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保 健 所	防 疫	被害状況報告	※注 1
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水 道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告 (下水道関係)	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農 林	農地農業用施設被害報告 (農業集落排水関係)	農林施設暫定法
	〃	〃	環 境	衛生施設被害報告 (浄化槽市町村設置分)	災害対策基本法
	漁業振興課	振 興 局 (但し、長崎・島根・鳥取・高知管内は 直接)	水 産	水産業被害報告	
	水産経営課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	振 興 局	農 林	農業被害報告	農林水産事務次官 依 命 通 知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農 林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官 依 命 通 知
	森林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び 公共土木国庫負担法
	道路維持課	〃	都市施設	都市施設被害報告 (都市公園)	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住 宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整	直 接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害 復旧費国庫負担法

※注 1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

報告時期	報告内容	主管省庁
即報・中間 即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
〃	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了 報 告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	浄化槽（市町村設置分）	環境省
速報・概況 確 定	漁船、養殖施設	水産庁
〃	漁具・共同及び非共同利用施設	〃
〃	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	〃
〃	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
〃	海岸（農地海岸）	〃
速報・概況 確 定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
〃	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
〃	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	〃
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
〃	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

## 14 罹災証明書

### 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	
------	--

被災住宅*の所在地	
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない。(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることを言う。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住家の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和   年   月   日

雲仙市長   金澤 秀三郎

# 15 災害情報受信票等

## 災害情報受信票 ( A )

月 日 総務部・危機管理課 第 号  
 [ 部・局宛 ]  
 災害対策本部→ 担当部局 (コピー)

受信年月日	令和 年 月 日 ( ) 時 分 (電話・その他)											
通報者	住所											
	氏名		電話番号									
受信者	所属		氏名									
通報の概要	人的被害： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>町 番地</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>1 軽症 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明</td> <td>収容先</td> <td></td> </tr> </table>				住所	町 番地	氏名		内容	1 軽症 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先	
	住所	町 番地	氏名									
内容	1 軽症 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先										
その他被害 発生日時： 令和 年 月 日 時 分ごろ 発生場所： 雲仙市 町 番地 付近 発生原因： 被害内容：												
対応状況	(通報者に伝えた内容) <input type="checkbox"/> 現場確認指示 (担当課へ) <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> その他											

※文書番号は、1つの事案に対して(A) (B) (C)と共に共通の番号を用いること。

# 被害状況調査報告書 ( B )

月 日 総務部・危機管理課 第 号  
 [ 部・局宛]  
 担当部局→ 災害対策本部

確認年月日	令和 年 月 日 ( ) 時 分ごろ		
確認現場	町 番地 付近		
担当者	部・ 課室	氏名	印 (内線 )
被害の種別	<input type="checkbox"/> 人的被害 名 (うち死亡 名、重傷 名、中傷等 名、軽傷 名) <input type="checkbox"/> 道路被害 (路肩・法面・その他 ) <input type="checkbox"/> 河川・用排水路被害 <input type="checkbox"/> 建物被害 戸 (一部損壊 戸、半壊 戸、全壊 戸、) <input type="checkbox"/> 浸水被害：床上浸水 戸、床下浸水 戸 <input type="checkbox"/> 山・崖崩れ ( 箇所) <input type="checkbox"/> ライフライン被害 (電気・水道・下水道・ガス・電話) <input type="checkbox"/> 田畑被害 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被害の概況			
担当者意見	<input type="checkbox"/> 市による対応が至急必要 <input type="checkbox"/> 被災者等による自力復旧が可能 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

※文書番号は、1つの事案に対して(A)(B)(C)と共に共通の番号を用いること。

市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	担当

指示欄	<input type="checkbox"/> 緊急対策費で措置 <input type="checkbox"/> 別途措置 ( )
-----	---

## 応急対策指示書 (C)

〔 部・局 第 号 〕

担当部長	担当課長	課長補佐	係長	担当

下記業務について、緊急対策費により処理してよろしいかお伺いいたします。

発議年月日	令和 年 月 日 ( )			
担当者	所属	課室	氏名	(内線 )
被害種別	<input type="checkbox"/> 道路被害 (路肩・法面・その他 ( )) <input type="checkbox"/> 河川・用排水路の被害 <input type="checkbox"/> 橋梁被害 (一部損壊・半壊・全壊) <input type="checkbox"/> 建物被害 戸 (一部損壊・半壊・全壊・床上浸水・床下浸水) <input type="checkbox"/> 山・崖崩れ <input type="checkbox"/> ライフライン被害 <input type="checkbox"/> 田畑被害 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
業務内容：				
概算額 円				

(注) 本書には、被害状況報告書 (B) の写し、地図 (ゼンリン等) 及び現況写真を添付のこと。

[本書の流れ]：

担当課 (決済後) → 危機管理課 (指示決済後) → 担当課 (業務終了後) → 危機管理課

## 16 地区別避難場所等一覧

### (1) 指定避難所

#### 【国見地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備考
1	県立国見高等学校体育館	船津東、船津西、船津中央、港町、轟木	21	1,091	273	
2	多比良小学校体育館	馬場第一、馬場第二、高下第一、高下第二、高下第三、金山	30	617	154	
3	多比良地区馬場集落センター	馬場第一、馬場第二、高下第一、高下第二、高下第三、金山	27	103	26	
4	八斗木小学校体育館	魚洗川、百花台、小ヶ倉、八斗木、宮田	120	416	104	
5	国見町文化会館（まほろば）	町内全域	10	540	135	
6	国見町総合福祉センター	北下原東、北下原西、南下原	10	215	54	
7	土黒小学校体育館	川原田、篠原	20	696	174	
8	国見体育館	今出、尾茂	22	1,131	283	
9	国見中学校体育館	山ノ上、楠高	22	1,508	377	
10	遊学の館くにみ	町内全域	44	307	77	
11	神代小学校体育館	片田、小路、向町、川西、川東	5	594	149	※洪水を除く
12	国見武道館	上里、上古賀、下古賀	8	480	120	※洪水を除く
13	国見農村環境改善センター	北下原東、北下原西、南下原、尾茂	10	540	135	※地震を除く
14	神代地区多目的研修集会施設	東里、西里	8	263	66	※地震を除く

#### 【瑞穂地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備考
1	西郷小学校体育館	栗林、東、河内	32	722	181	
2	旧岩戸小学校体育館	岩戸、西岩戸	116	403	101	
3	瑞穂中学校体育館	古江	11	720	180	
4	瑞穂町公民館	杉峰	10	1,531	383	
5	ふれあい会館	伊古、船津	5	215	54	
6	雲仙市子どもの遊び場・学び場いこいこ			1,493	373	
7	瑞穂体育館	大川、横田	10	1,036	259	
8	瑞穂農業者健康管理施設	高田、桑田	10	868	217	
9	大正小学校体育館	岡、夏峰	25	375	94	

### 【吾妻地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	鶴田小学校体育館	三室一、三室二、三室三、三室四、田内川、西光寺、平木場、古庄、守山馬場、岩戸、新城	11	808	202	
2	吾妻体育館	萩の本、田の平、大木場、横田、田川原、牛口東、山田馬場、栗林	10	2,390	598	
3	吾妻中学校体育館	牛口三、田川原、萩ノ本、守山馬場、横田、山口馬場、栗林	11	1,223	306	
4	吾妻町ふるさと会館	牛口三、牛口四、柿田、永中、山田原	11	861	215	
5	川床小学校体育館	布江、川床、牧ノ内、黒仁田	68	416	104	
6	大塚小学校体育館	河内、吹ノ原、大熊二、中阿母、阿母崎一、阿母崎二	5	495	124	

### 【愛野地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	愛野小学校体育館	新崎、川端、舟津、迫、順手、本町	4	832	208	※洪水を除く
2	愛の夢未来センター	有明、本下、平和、八幡	4	1,137	284	
3	愛野中学校体育館	浜、中野、山沢、桜山、中島、田端、寺ノ尾	21	1,202	301	
4	愛野保健福祉センター	浜口、幸町、原、東	4	358	90	※洪水を除く
5	愛野体育館	小無田、サンコーポラス、玉垣	4	486	122	
6	愛野武道場	境ノ尾、新町	4	392	98	

### 【千々石地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	千々石町公民館	野田名、小倉名、上峰名	25	322	81	※地震を除く
2	千々石保健センター	上山頭、下山頭、神ノ下、寺ノ元、下狩場、上野田、森場	36	248	62	
3	千々石老人福祉センター橘荘	南船津名、北船津名、野田名	27	193	48	※地震を除く
4	千々石第一小学校体育館	上山頭、下山頭、寺ノ元、犬丸、上石田	27	550	138	
5	木場ふれあいセンター	木場名	154	80	20	
6	旧千々石第二小学校体育館	木場名	163	459	115	
7	千々石中学校体育館	小倉名、上峰名	58	1,434	359	※土砂を除く
8	岳地区公民館	木場名（下岳、上岳）	322	132	33	※土砂、地震を除く
9	下峰多目的集会所	下峰名	5	131	33	

【小浜地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備考
1	旧木津保育園	木津	47	98	25	※土砂を除く
2	旧富津小学校体育館	西小浦、東小浦、日見、加美、殿川	46	459	115	
3	県立小浜高等学校体育館	上山領、下山領、北村、北野、殿川	37	910	228	
4	小浜小学校体育館	平松、羽毛合、少路、東中、朝日山、	36	486	122	※土砂を除く
5	小浜公会堂	宮ノ丁、刈水、西中、東中、田之中、北湯ノ崎、南湯ノ崎	15	462	116	※土砂、地震を除く
6	小浜老人福祉センター	羽毛合、東中、西中	4	265	66	※土砂を除く
7	小浜中学校体育館	道前、山ノ上、びん串、マリーナ	104	1,083	271	※土砂を除く
8	小浜体育館	南湯ノ崎、新湯ノ崎、脇浜、上脇、新町、小浜病院、マリーナ	4	2,808	702	※高潮・津波を除く
9	旧木指小学校体育館	上須賀、中須賀、下須賀、小田崎、林ノ内、日当、陰平、目付石、浜口、北呂	33	518	130	
10	北串小学校体育館	原区、茂尾、下区、大亀、影平、小野河内、浜、野中、清水、浜方、上光手、下光手、菜切	136	1,044	261	
11	北串住民センター	中区、上区	151	92	23	
12	小田山公民館	小田山、大木場、上木場、下木場	270	276	69	※土砂・地震を除く
13	旧雲仙小学校体育館	札の原、小地獄、新湯、寺ノ馬場、古湯、別所	646	477	119	※土砂を除く
14	やまびこ会館	古湯、別所、寺ノ馬場、新湯、小地獄	675	219	55	※土砂を除く
15	雲仙メモリアルホール		675	935	234	
16	木津地区漁民集会所		木津	6	74	
17	富津漁民センター	西小浦、東小浦、日見、殿川	2	158	40	
18	山領公民館	下山領、上山領	65	208	52	※土砂・地震を除く
19	北野公民館	北村、北野	16	123	31	※地震を除く
20	南本町公民館	新町、上脇、脇浜	4	171	43	
21	木指自治会公民館	上須賀、下須賀、日当、林ノ内	4	220	55	
22	金浜公民館	浜、浜口	5	157	39	※地震を除く
23	飛子公民館	清水、上方、浜方、影平、上光手、下光手	5	142	36	

【南串山地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (m <sup>2</sup> )	収容 人員 (人)	備考
1	南串第一小学校体育館	鬼池、門山、檜峰、加例川、内原、上大良	45	806	202	※土砂を除く
2	ハマユリックスホール	白頭、板引	5	290	73	
3	南串山保健福祉センター	妙見、椎木川、井手ノ上	5	670	168	
4	南串中学校体育館	溜水、上木場	24	1,151	288	
5	南串山総合支所	西浜	54	205	51	
6	南串第二小学校体育館	水ノ浦、田ノ平、塚ノ山、中ノ場、坂上奥、谷間川、小竹木	54	1,011	253	
7	南串山コミュニティセンター	上木場、新山	37	370	93	※土砂を除く

## (2) 指定緊急避難場所

### 【国見地区】

連番	避難場所	所在地	標高 (m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂 災害	地震	高潮・ 津波	火山
1	県立国見高等学校	国見町多比良甲 1020	21	○	○	○	○	○
2	多比良小学校	国見町多比良丙 724	30	○	○	○	○	○
3	多比良地区馬場集落センター	国見町多比良丙 698-2	27	※	○	○	○	○
4	八斗木小学校	国見町土黒庚 337	120	○	○	○	○	○
5	国見町文化会館	国見町土黒甲 1079-1	10	○	○	○	○	○
6	国見町総合福祉センター	国見町土黒甲 1063	10	○	○	○	○	○
7	土黒小学校	国見町土黒乙 100	20	○	○	○	○	○
8	国見体育館	国見町土黒乙 392-1	22	○	○	○	○	○
9	国見中学校	国見町土黒乙 370	22	○	○	○	○	○
10	遊学の館くにみ	国見町神代丙 1230-1	44	○	○	○	○	○
11	神代小学校	国見町神代丙 250	5	※	○	○	○	○
12	国見武道館	国見町神代丙 269-1	8	○	○	○	○	○
13	神代地区多目的研修集会施設	国見町神代丙 286-1	8	○	○	※	○	○
14	国見農村環境改善センター	国見町土黒甲 1079	10	○	○	※	○	○
15	国見総合運動公園	国見町神代丙 1230-1	30	○	○	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

### 【瑞穂地区】

連番	避難場所	所在地	標高 (m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂 災害	地震	高潮・ 津波	火山
1	西郷小学校	瑞穂町西郷甲 1165-1	32	○	○	○	○	○
2	旧岩戸小学校	瑞穂町西郷丁 487-1	116	※	※	○	○	○
3	瑞穂中学校	瑞穂町西郷辛 1135-1	11	○	○	○	○	○
4	瑞穂町公民館	瑞穂町西郷辛 1285	10	○	○	○	○	○
5	ふれあい会館	瑞穂町西郷辛 621-8	5	○	○	○	○	○
6	雲仙市子どもの遊び場・学び場いこいこ	瑞穂町西郷辛 621-7	5	○	○	○	○	○
7	瑞穂体育館	瑞穂町西郷辛 1060	10	○	○	○	○	○
8	瑞穂農業者健康管理施設	瑞穂町西郷辛 1135-23	10	○	○	○	○	○
9	大正小学校	瑞穂町古部甲 81	25	○	○	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

### 【吾妻地区】

連番	避難場所	所在地	標高 (m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂 災害	地震	高潮・ 津波	火山
1	鶴田小学校	吾妻町古城名 159-1	11	○	○	○	○	○
2	吾妻体育館	吾妻町大木場名 170-1	10	※	○	○	○	○
3	吾妻中学校	吾妻町大木場名 190-1	11	※	○	○	○	○
4	吾妻町ふるさと会館	吾妻町牛口名 537-1	11	○	○	○	○	○
5	川床小学校	吾妻町川床名 129	68	○	○	○	○	○
6	大塚小学校	吾妻町永中名 54	5	○	○	○	○	○
7	吾妻武道場	吾妻町大木場名 190-1	11	※	○	○	○	○
8	吾妻就業改善センター	吾妻町大木場名 63	9	※	○	○	○	○
9	吾妻保健センター	吾妻町牛口名 430	11	※	○	○	○	○
10	吾妻農村広場	吾妻町田之平名 200-3	10	※	○	○	○	○
11	サンスポーツランドあづま	吾妻町布江名 541	53	○	○	○	○	○
12	白山公園	吾妻町阿母名 1048-3	19	○	○	○	○	○

### 【愛野地区】

連番	避難場所	所在地	標高 (m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂 災害	地震	高潮・ 津波	火山
1	愛野小学校	愛野町乙 566	4	※	○	○	○	○
2	愛の夢未来センター	愛野町乙 526-1	4	※	○	○	○	○
3	愛野中学校	愛野町乙 1674	21	○	○	○	○	○
4	愛野保健福祉センター	愛野町乙 493-6	4	※	○	○	○	○
5	愛野体育館	愛野町乙 493-1	4	※	○	○	○	○
6	愛野運動公園	愛野町乙 1375	19	○	○	○	○	○
7	愛野武道場	愛野町乙 526-1	4	※	○	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

## 【千々石地区】

連番	避難場所	所在地	標高 (m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂 災害	地震	高潮・ 津波	火山
1	千々石町公民館	千々石町戊 315-6	25	○	※	※	○	○
2	千々石保健センター	千々石町戊 582	36	○	○	○	○	○
3	千々石老人福祉センター橘荘	千々石町戊 762	27	○	○	※	○	○
4	千々石第一小学校	千々石町戊 294	27	○	○	○	○	○
5	木場ふれあいセンター	千々石町庚 669	154	○	○	○	○	○
6	旧千々石第二小学校	千々石町庚 1450	163	○	○	○	○	○
7	千々石中学校	千々石町己 305	58	○	※	○	○	○
8	岳地区公民館	千々石町庚 3672-5	322	○	※	※	○	○
9	下峰多目的集会所	千々石町丙 2082-2	5	○	※	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

## 【小浜地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	旧木津保育園	小浜町富津 664	47	○	※	○	○	○
2	旧富津小学校跡地	小浜町富津 3221	46	○	○	○	○	○
3	県立小浜高等学校	小浜町北野 623	37	○	○	○	○	○
4	石合公園駐車場	小浜町北野 1071-8	6	○	※	○	※	○
5	小浜小学校	小浜町北本町 550	36	○	※	○	○	○
6	小浜公会堂	小浜町北本町 848	15	○	※	※	○	○
7	小浜老人福祉センター	小浜町北本町 14-3	4	○	※	○	○	○
8	夕日の広場駐車場	小浜町北本町 14	4	○	※	○	※	○
9	小浜マリナーパーク	小浜町北本町 905-70	2	○	○	○	※	○
10	小浜神社公園	小浜町北本町 901-1	32	○	○	○	○	○
11	小浜中学校	小浜町南本町 290	104	○	※	○	○	○
12	温泉公園	小浜町南本町 120-8	5	○	※	○	※	○
13	小浜体育館	小浜町マリーナ 3-1	4	○	○	○	※	○
14	とけん山公園	小浜町北本町 1094	125	○	○	○	○	○
15	旧木指小学校跡地	小浜町北木指 680-2	33	○	※	○	○	○
16	北串小学校	小浜町山畑 334-5	136	○	○	○	○	○
17	北串住民センター	小浜町山畑 1755	151	○	○	※	○	○
18	小田山公民館	小浜町南木指 2293	270	○	※	※	○	○
19	旧雲仙小学校跡地	小浜町雲仙 386	646	○	※	○	○	○
20	やまびこ会館	小浜町雲仙 292-1	675	○	※	○	○	○
21	雲仙メモリアルホール	小浜町雲仙 292-1	675	○	※	○	○	○
22	木津地区漁民集会所	小浜町富津 1034-2	6	○	※	○	○	○
23	富津漁民センター	小浜町富津 2616-3	2	○	※	○	○	○
24	山領公民館	小浜町北野 2085-2	65	○	※	○	○	○
25	北野公民館	小浜町北野 820-1	16	○	○	※	○	○
26	南本町公民館	小浜町南本町 7-13	4	○	○	○	※	○
27	木指自治会公民館	小浜町木指 87	4	○	○	○	○	○
28	金浜公民館	小浜町金浜 2260-1	5	○	○	※	※	○
29	飛子公民館	小浜町飛子 1883	5	○	※	※	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

### 【南串山地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	南串第一小学校	南串山町甲 2480	45	○	※	○	○	○
2	ハマユリックスホール	南串山町乙 2-15	5	○	※	○	※	○
3	南串山保健福祉センター	南串山町乙 2-15	5	○	※	○	※	○
4	南串中学校	南串山町丙 9705	24	○	※	○	○	○
5	南串山総合支所	南串山町丙 10538-4	54	○	○	○	○	○
6	南串山いこいの広場	南串山町丙 1515	6	○	※	○	※	○
7	南串第二小学校	南串山町丙 1622	54	○	○	○	○	○
8	南串山コミュニティセンター	南串山町丙 9696-1	37	○	※	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

### (3) 福祉避難所

地区	避難所	所在地	標高(m)	備考
国見	国見町総合福祉センター	国見町土黒甲 1063	10	
瑞穂	瑞穂町公民館	瑞穂町西郷辛 1285	10	
吾妻	吾妻町ふるさと会館	吾妻町牛口名 537-1	11	
愛野	愛野保健福祉センター	愛野町乙 493-6	4	
千々石	千々石老人福祉センター橘荘	千々石町戊 762	27	
小浜	小浜老人福祉センター	小浜町北本町 14-3	4	
南串山	南串山保健福祉センター	南串山町乙 2-15	5	

## (4) 福祉避難所指定施設

番号	施設名	所在地	電話番号
1	島原なごみ荘	島原市緑町8200番地1	0957-62-4837
2	月光園	雲仙市国見町土黒丙68-2	0957-78-3159
3	養護老人ホーム 吾妻荘	雲仙市吾妻町馬場名406	0957-38-2096
4	養護老人ホーム 湯の里荘	雲仙市小浜町北本町217	0957-74-2301
5	積徳苑	南島原市布津町丙4266	0957-72-3555
6	大乘苑	南島原市加津佐町己2225-イ	0957-87-2163
7	秩父が浦荘	島原市秩父が浦町丁3552	0957-63-6266
8	淡淡荘	島原市江里町乙2010-1	0957-62-5328
9	あけぼの荘	南島原市布津町乙1862-2	0957-72-5520
10	有宝荘	南島原市有家町尾上4085	0957-82-8300
11	眉山荘	南島原市深江町乙857	0957-72-2000
12	白光苑	島原市有明町大三東戊783-1	0957-68-1818
13	介護老人福祉施設 湯楽苑	雲仙市小浜町北本町217	0957-74-3711
14	緑ヶ丘荘	南島原市加津佐町丙1855-2	0957-87-4314
15	玉成園	南島原市口之津町甲1190-1	0957-86-2145
16	特別養護老人ホーム うんぜんの里	雲仙市瑞穂町古部乙1392-1	0957-77-4011
17	有馬荘	南島原市北有馬町甲3181-8	0957-84-2500
18	びざん	島原市緑町8200	0957-64-2205
19	アメニティいわど	南島原市加津佐町乙9番地	0957-73-9525
20	淡淡荘Ⅱ	島原市萩が丘2丁目6122	0957-62-3322
21	ケアハウス フェリーチェみずほ	雲仙市瑞穂町伊福甲681	0957-77-2850
22	ケアハウス桜花苑	雲仙市小浜町北本町1056-3	0957-74-4488
23	デイサービスセンター 加津佐荘	南島原市加津佐町乙618	0957-87-2099
24	特別養護老人ホーム愛の里	雲仙市愛野町乙2288-4	0957-36-2206
25	特別養護老人ホームまゆやまの里	島原市稗田町227-1	0957-63-0068
26	特別養護老人ホームやはたの杜	雲仙市南串山町丙9783番地	0957-88-3550
27	特別養護老人ホームゆめの里	南島原市西有家町龍石5050番地1	0957-82-8282
28	小規模多機能型居宅介護事業所 楽苑	島原市有明町湯江乙1138	0957-68-0303









## 19 アマチュア無線局一覧

(令和8年4月1日現在)

地域	局名	氏名	備考
国見	JA6WVD	宇土 幸正	
吾妻	JL6NMD	藤本 眞弓	

※ 日本アマチュア無線連盟長崎県支部 <https://www.jarl.com/nagasaki/>

## 20 災害緊急通行車両標章及び証明書等

交通応急対策計画関連（第1編第3章第30節関係）

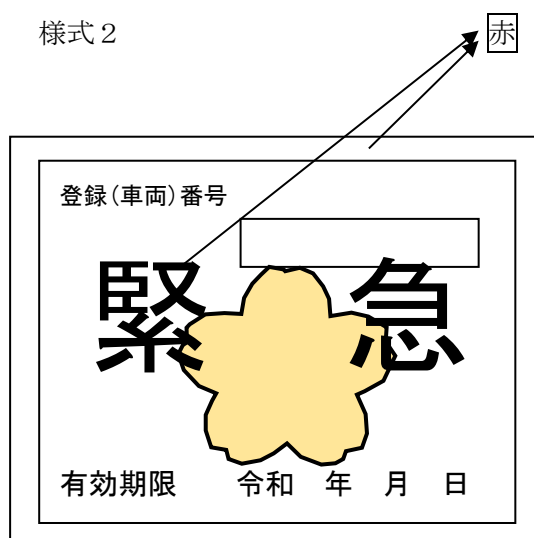
様式1



備考

- 1 色彩は、文字、区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の大きさは、縦 120cm、横 64cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合は、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は、2分の1まで縮小することができる。

様式2



備考

- 1 色彩は、中央に金色の桜紋章とし、「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」「月」「日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに「年」「月」「日」表示する部分及び地を白色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の大きさは、縦 15cm、横 21cm とする。

様式第3号

第 号		令和 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		長崎県知事 印 公安委員会 印	
番号に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては品名）			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時		出発地	目的地
通行経路			
備考			

## 21 雲仙市し尿及び浄化槽清掃運搬許可業者

(令和6年4月1日現在)

	業者名	住所	TEL	車種	台数	内訳			積載量合計(kg)	従業員	収集範囲
雲仙市 環境センター	(有)有明清掃 (代表取締役 吉田 慎吾)	島原市有明町 大三東甲 724-2	0957-68-1368	バキューム車	4	5.00	t	1	14.3	16	国見町 ～ 愛野町  し尿、浄化 収集運搬
						3.60	t	1			
						3.00	t	1			
						2.70	t	1			
	(有)タツエイ環 境 (代表者 辰田 英治)	雲仙市国見町 多比良甲 337	0957-78-2211	バキューム車	7	3.70	t	1	21.0	17	
						3.60	t	1			
						2.90	t	1			
	(有)西日本衛生舎 (代表者 西本 友治)	雲仙市吾妻町 布江名 956	0957-38-2775	バキューム車	5	10.70	t	1	24.25	12	
						3.70	t	1			
						2.70	t	2			
2.65						t	1				
雲仙市環境センター	雲仙市国見町 神代己 10	0957-78-2817	バキューム車	7	4.50	t	1	21.6	8		
					3.60	t	1				
					2.70	t	5				
小浜 クリーンセンター	(有)佐藤清掃 (代表取締役 佐藤幸司)	雲仙市小浜町 北木指 3055-3	0957-74-2358	バキューム車	8	3.70	t	1	20.2	15	し尿・・ 小浜町、南串山町
						3.65	t	1			千々石町
						3.50	t	1			浄化・・ 小浜町
						1.80	t	4			南串山町
	千々石衛生社 (代表者 城戸 偉年)	雲仙市千々石町 庚 276-4	0957-37-2615	バキューム車	2	1.80	t	2	3.6	4	し尿・・ 千々石町
						1.80	t	1			浄化・・ 千々石町、小浜町 南串山町
	㈱キュウエイ美化 (代表取締役 吉田 政信)	雲仙市南串山町 甲 2224-3	0957-88-3939	バキューム車	2(3) 浄化	5.00	t	1	5.3	7	し尿・・ 南串山町
						3.50	t	1			浄化・・ 千々石町、小浜町
						1.80	t	1			南串山町

## 22 救急告示病院一覧表

(令和6年4月現在)

市 別	病 院 名	経営主体	所在地	標ぼう診療科目
雲仙市	公立小浜温泉病院 0957-74-3822	雲仙南島原 保健組合	雲仙市 小浜町北野 298	内、精、外、整、脳 外、消、循、皮、 麻、腎内、 神
	愛野記念病院 0957-36-0015	医療法人	雲仙市 愛野町甲 3838-1	内、循、外、整、 耳、皮、放、アレ、 脳外、リウ、リハ、 麻、呼、消、糖
島原市	長崎県島原病院 0957-63-1145	長崎県	島原市 下川尻町 7895	内、外、整、耳、 放、リハ、小、麻、 血、呼、消、循、 神、泌、
	柴田長庚堂病院 0957-64-1111	医療法人	島原市 中堀町 68	内、外、消、循、リハ、 糖、神
南島原市	泉川病院 0957-72-2017	医療法人	南島原市 深江町丁 2405	内、外、整、皮、 放、アレ、リウ、リ ハ、呼、消、循、 泌、乳腺
諫早市	諫早記念病院 0957-22-0370	医療法人	諫早市 天満町 2-21	内、神、外、形、 整、リハ、呼、消、 循、糖、心、代謝、 アレ、泌
	西諫早病院 0957-25-1150	医療法人	諫早市 貝津町 3015	呼、消、循、整、 脳、リハ、神
	宮崎病院 0957-25-4800	特定医療法人	諫早市 久山町 1575-1	内、外、整、泌、 腎、呼、循、脳、 呼、消、 循、
	諫早総合病院 0957-22-1380	独立行政法人	諫早市 永昌東町 24-1	内、小、外、整、 皮、泌、産、眼、 耳、放、麻、歯、 脳、呼、循、 腎、糖、血、リウ、 精、 リハ
	佐藤病院 0957-34-3142	医療法人	諫早市 小長井町井崎 98	内、呼、消、循、 小、外、整、眼、 放、リハ
	長崎原爆諫早病院 0957-43-2111	日本赤十字社	諫早市 多良見町化屋 986-2	内、呼、消、循

## 23 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

# 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

### 目次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 5 条)
第 2 章	運 航 管 理	(第 6 条～第 17 条)
第 3 章	安 全 管 理	(第 18 条～第 19 条)
第 4 章	教 育 訓 練	(第 20 条～第 21 条)
第 5 章	事 故 防 止 対 策	(第 22 条～第 25 条)
第 6 章	雑 則	(第 26 条～第 27 条)

### 第 1 章 総 則

#### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定める。

#### (他の法令との関係)

第 2 条 航空機の運航管理については、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (防災航空センターの設置)

第 3 条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、危機管理課に防災航空センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、大村市今津町 201（長崎空港 A 地区内）とする。

#### (センター所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、危機管理課長の命を受け、センターの事務を統括する。

#### (長崎県防災航空隊)

第 5 条 センターに長崎県防災航空隊を置く。

2 長崎県防災航空隊については、別に定める「長崎県防災航空隊編成及び運用要領」によるほか、この要綱の定めるところによる。

### 第 2 章 運航管理

#### (総括管理者)

第 6 条 総括管理者は危機管理監をもって充てる。

2 総括管理者は、航空機に関するすべてを総括する。

#### (運航総括責任者)

### (運航総括責任者)

第7条 運航総括責任者は危機管理課長をもって充てる。

2 運航総括責任者は、航空機の運航に関する事務を掌理する。

### (運航責任者)

第8条 運航総括責任者は、運航責任者としてセンター所長を指名する。

2 運航責任者は、航空機の出発の承認、航空消防活動の中止の指示、その他の航空機の運航の管理に関する事務を掌理する。

### (運航指揮者)

第9条 運航責任者は、航空機を運航する場合には、運航指揮者を指名する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、乗組員を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

### (運航安全管理者)

第10条 運航総括責任者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する運航安全管理者を置く。

2 運航安全管理者は、航空機の運航の安全を確保する観点から次の各号に定める業務を行う。

- (1) 運航責任者、機長その他の関係者に対する消防防災ヘリコプターの運航、航空消防活動の実施に関する助言
- (2) 航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言
- (3) 教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画に関する助言
- (4) その他必要と認める事項に関する助言又は業務に必要な調査研究の実施

### (運航計画)

第11条 運航責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため航空機の運航計画を定める。

2 運航計画は、年間運航計画（様式第1号）及び月間運航計画（様式第2号）とする。

### (運航範囲)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
  - (2) 救急活動
  - (3) 救助活動
  - (4) 火災防衛活動
  - (5) 広域航空消防防災活動
  - (6) 災害予防活動
  - (7) 消防防災訓練活動
  - (8) 一般行政活動
  - (9) その他統括管理者（危機管理監）が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、原則として9時00分から17時45分までとする。  
ただし、第12条に規定する緊急運航の場合は、この限りではない。

#### (緊急運航)

第13条 前条第1項第1号から第5号までの規定に係わる運航（以下「緊急運航」という。）

は、第10条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 運航責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに運航管理者に緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

3 緊急運航に関して必要な事項は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定める。

#### (使用予定表)

第14条 航空機の使用（緊急運航に係わるものを除く。以下次条において同じ。）を予定する者

（以下「使用予定者」という。）は、翌年度の予定にあっては航空機使用年間予定表（様式第3号）により毎年2月末日まで、毎月の使用にあっては航空機使用月間予定表（様式第4号）

により使用予定の月の前々月の末日までに統括管理者に提出するものとする。

#### (航空機の使用)

第15条 使用予定者は、航空機使用申請書（様式第5号）により使用する15日前までに、統括管理者に申請するものとする。

#### (航空機の使用承認)

第16条 統括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ  
適当と認められるときは、承認する。

2 統括管理者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書（様式第6号）を交付する。

#### (航空機の使用報告)

第17条 航空機を使用した者は、航空機使用報告書（様式第7号）により、使用した日から7日以内に統括管理者に報告するものとする。

#### (飛行場外離着陸場)

第18条 運航責任者は、飛行場外離着陸場を調査選定し、必要な書類等を整備するとともに、その実態を常に把握しておかなければならない。

2 飛行場外離着陸に際し必要な準備等は、運航責任者の指示により、使用予定者が実施するものとする。

### 第3章 安全管理

#### (安全管理)

第19条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づく、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

#### (航空機等の管理)

第20条 総括管理者は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機、格納庫、事務所、装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

## 第4章 教育訓練

### (航空隊員等の教育訓練)

第21条 総括管理者は、次に掲げる教育訓練を行う。

- (1) 操縦士の操縦技能の取得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練
  - (2) 航空消防活動従事者の安全確保に資する訓練
- 2 総括管理者は、前項に定める教育訓練を実施するに当たっては、「教育訓練等基本計画」を別に定める。  
教育訓練等基本計画は次に掲げる事項を含むものとする。
- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
  - (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
  - (3) 教育訓練等に必要な施設設備の整備計画
  - (4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための方策
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 3 教育訓練等基本計画は、必要に応じて見直し検討及び修正を行うものとする。
- 4 運航総括責任者は、飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練の結果を把握するなどにより操縦士の操縦技能確認を行うものとする。

### (教育訓練の実施)

第22条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制、施設及び設備並びに教材の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航総括責任者は、教育訓練等基本計画に基づき「教育訓練等実施計画」を別に定める。  
教育訓練等実施計画は次に掲げる事項を含むものとする。
- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
  - (2) 年間の教育訓練等の対象者
  - (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

### (他機関との連携)

第23条 運航総括責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するものとする。

### (搜索及び救難体制の確立)

第24条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関して必要な事項は「長崎県防災ヘリコプター緊急対策処理規程」に定める。

### (航空事故発生時の措置)

第25条 運航指揮者は、航空機の運航中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれ又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

第26条 運航責任者は、前項の報告を受け又は前項に関する情報を入手した場合は、直ちに関係機関に通報し、搜索救難活動を依頼するとともにその旨を運航責任者に報告しなければならない。

### (事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告するとともに、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第6章 雑則

(記録及び保存)

第 28 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を保存しておかなければならない。

(その他)

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成 5 年 3 月 25 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 24 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

### 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

#### (趣 旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

#### (他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### (緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。（但し、救急活動については市町村長からの災害派遣要請とする。）

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

#### 1 災害応急対策活動

##### (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

##### (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

##### (3) その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

#### 2 救急活動

##### (1) 交通遠隔地からの傷病者搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

##### (2) その他

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

#### 3 救助活動

##### (1) 高層ビル等火災における救助

##### (2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

##### (3) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

##### (4) その他

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

#### 4 火災防御活動

##### (1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

火災防御活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、危機管理課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号の模写電送及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航管理者に運航命令の指示をし、運航管理者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

- 1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 その他必要な事項

(報 告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附 則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、平成29年月25日から施行する。

この要領は、令和2年3月25日から施行する。

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

(様式第1号)

年	件目
月	件目

# 災害発生等に伴う 航空機災害派遣要請

(口頭受理用紙)

覚 知	月 日 時 分	機 関 名		担 当 者 名		電 話 ( ) ( ) - ( ) 内 線 ( )		
災 害 の 状 況	災 害 発 生 日 時	令 和 年 月 日 時 分						
	災 害 発 生 場 所							
	災 害 名							
	処 置 状 況 並 び に							
派 遣 を 必 要 と す る 区 域								
現 地 着 陸 場 所								
希 望 す る 活 動 内 容								
現 場 指 揮 者	職		氏 名					
現 場 と の 連 絡 手 段								
必 要 と す る 資 機 材								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 令	所 属	職	氏 名	年 令
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			

(様式第2号)

救 急 活 動 に 伴 う  
航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

年	件目
月	件目

受 理	月 日 時 分	市 町 名		担 当 者 名		電 話 ( ) ( ) - ( ) 内 線 ( )
患 者	住 所	氏 名	年 令	性 別	職 業	
	フリガナ	フリガナ		男 女		
患 者 の 場 合	父 母		年 令	職 業	続 柄	
患 者 の 状 況	病 気 発 生 日 時	令 和 年 月 日 時 分				
	病 気 発 生 場 所					
	フリガナ					
	病 気 (事 故) 名					
	処 病 気 発 生 状 況 並 び 況 に					
	感 染 症 の お そ れ	無・有： 類 感染症名 ( )				
	特 記 事 項	保育器(有・無) その他の資機材 ( )				
搬 送 要 件 確 認	緊 急 性 <small>(片方にチェック)</small>	<input type="checkbox"/> 【疾病等】生命に (関わる・関わらない。)	<input type="checkbox"/> 【事故等】生命/身体の重大な障 害に(関わる・関わらない)			
	非 代 替 性	<input type="checkbox"/> 船舶搬送不可(搬送時間・天候)	<input type="checkbox"/> 民間航空機搬送不可(搬送時間・天候)			
	公 共 性	<input type="checkbox"/> 現地医療機関対応不可 (医師の診断 有・無)	<input type="checkbox"/> 慢性疾患(非該当・容態急変/悪化)			
	確 認 理 由 ・ 補 足 事 項					
現 地 病 院 名					医 師 名	
収 容 病 院 名		( ) 国立病院機構長崎医療センター			医 師 名	
搬 送 要 請 区 間		空 港 ( ) ～ ヘリポート 長崎空港 (旧大村)				
搭 乗 者	氏 名	年 令	搭 乗	付 添 者	続 柄	氏 名 年 令
	フリガナ		大村 現地			フリガナ
	医 師		大村 現地			
	フリガナ 看 護 師		大村 現地			フリガナ

(様式第3号)

### 災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

令和 年 月 日

長崎県知事

様

機関長名 ⑩

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害発生状況並びに派遣を要する事由	覚 知	令和 年 月 日 時 分						
	災害発生日時	令和 年 月 日 時 分						
	災害発生場所	市 ・ 郡 町 番 地						
	災 害 名							
	処 災 置 害 状 発 況 生 並 状 び 況 に 並 に び							
派遣を必要とする区域								
現地着陸場								
希望する活動内容								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年令	所 属	職	氏 名	年令

(様式第4号)

## 救急活動に伴う航空機災害派遣要請書

令和 年 月 日

長崎県知事

様

雲仙市長 金澤 秀三郎

㊟

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理		令和 年 月 日 時 分										
患者	住	所			氏 名		年令	性別	職 業			
								男女				
患者が子供の場	父				年令		職業			続柄		
	母				年令							
患者の状況	病気発生日時		令和 年 月 日 時 分									
	病気発生場所											
	病気(事故)名											
	処 置 状 況 並 び に											
現地病院名							医師名					
収容病院名							医師名					
搬送要請区間		空 港 ( ) ヘリポート 長崎空港(旧大村)										
搭乗者		氏 名			年令	付 添 者	続柄	氏 名			年令	
	医師											
	看護婦											

(様式第5号)

## 災 害 状 況 報 告 書

要 請 機 関 名	(担当)
災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 概 要	
活 動 内 容	
要 救 助 者 数	
死 傷 者 等 数	死者 負傷者
搬 送 先	(受入病院)
へり 搭 乗 人 員	
現 場 出 動 人 員	
現 地 飛 行 時 間	
参 考 事 項	

離着陸適地一覧表 【雲仙市】

No.	名称	所在地	所有者	地籍		障害物
1	国見中学校	雲仙市国見町土黒2730	雲仙市	126×96	12,096 m <sup>2</sup>	樹木、ポール、校舎
2	瑞穂中学校	雲仙市瑞穂町西郷辛1135-1	〃	135×90	12,150 m <sup>2</sup>	校舎、体育館、ポール
3	みずほすこやかランド (多目的グラウンド)	雲仙市瑞穂町西郷辛621-6	〃	150×125	18,750 m <sup>2</sup>	照明灯 10 基、 防球ネット (H=8~10m)
4	農村広場	雲仙市吾妻町田平名253	〃	120×112	13,440 m <sup>2</sup>	照明柱、フェンス、倉庫、相撲場
5	愛野運動公園	雲仙市愛野町乙1375	〃	130×130	16,900 m <sup>2</sup>	フェンス、バックネット、 ナイター施設
6	橘公園城山グラウンド	雲仙市千々石町橘公園内	〃	120×58	6,960 m <sup>2</sup>	校舎、照明柱、樹木
7	小浜中学校	雲仙市小浜町南本町290	〃	106×120	12,720 m <sup>2</sup>	校舎、フェンス、樹木、バックネット
8	南串中学校	雲仙市南串山町丙9705	〃	122×83	10,126 m <sup>2</sup>	校舎、フェンス、照明灯
9	南串山第二小学校	雲仙市南串山町丙1622	〃	120×70	9,000 m <sup>2</sup>	校舎、フェンス、照明灯

## 25 県内自衛隊の配置及び管轄区域

### 自衛隊派遣要請計画（自衛隊の配置及び管轄区域）

駐（分）屯地・基地	所在地（電話）	指定部隊等の長	備考	
陸 上	大村駐屯地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	第 1 6 普通科連隊長	長崎県（対馬を除く）全域
	竹松駐屯地	大村市富の原 1 丁目 1000 (0957-52-3141)	第 3 水陸機動連隊長	
	相浦駐屯地	佐世保市大潟町 678 (0956-47-2166)	水陸機動団長	
	対馬駐屯地	対馬市厳原町棧原 38 (0920-52-0791)	対馬警備隊長	対馬地区
	崎辺分屯地	佐世保市崎辺 (0956-34-1155)	戦闘上陸大隊長	
海 上	佐世保基地	佐世保市平瀬町 18 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	長崎県全域
	大村航空基地	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第 2 2 航空群司令	長崎県全域
	竹敷基地 （対馬防備隊）	対馬市美津島町竹敷 4- 191 (0920-54-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町大浦 847 (0920-86-2249)		
	下対馬警備所	対馬市厳原町安神 550 (0920-52-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町東蝕 2776-6 (0920-42-0167)		
航 空	春日基地	福岡県春日市原町 3-1-1 (092-581-4031)	西部航空方面隊司令官	長崎県全域
	福江島分屯基地 （第 1 5 警戒隊）	五島市三井楽町嶽 770-1 (0959-84-2074)		
	海栗島分屯基地 （第 1 9 警戒隊）	対馬市上対馬町鰐浦 1217 (0920-86-2202)		
そ の 他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		
	防衛省九州防衛局 佐世保防衛事務所	佐世保市木場田町 2-19 (0956-23-3157)		

## 26 食糧供給計画

### 食糧供給計画

( 福祉保健課：農産園芸課：九州農政局 )

#### 1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によるものとする。(農林水産省総合食料局長通知)

##### (1) 食糧等の供給責任体制(市町・県)

被災地域のり災者等に対する食糧品等の供給は、当該被災地を管轄する市町がこれを実施する。

##### (2) 主食の応急供給(市町村・県・農林水産省)

###### ア 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	米穀	市町長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

###### イ 市町長の手続

(ア) 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市町長は知事に対し農林水産省農産局長の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給又は給食を実施する。

(イ) 市町長は災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

(ウ) 市町長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- a 食品給与物品受払簿
- b 炊出し給与状況
- c その他関係証拠書類

###### ウ 知事の手続

(ア) 市町長の申請に基づき応急供給を行う際給食又は供給を行わせることを適当と認める

者を取扱者として指定する。

(イ) 災害救助法が発動され、災害救助用米穀が必要と判断された場合は、農林水産省農産局長に引渡しを要請し、売買契約の締結後、知事又は知事の指名する引取人から引き渡しを受ける。

(3) 応急食糧緊急引渡

ア 交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、市町長は農林水産省農産局長通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

(4) 災害救助法による食糧供給

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合

(ア) 法第13条第1項の規定により市町長が行う。

(イ) 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。

イ 食品の給与対象者

(ア) 避難所に避難している者

(イ) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

ウ 食品の給与の方法

炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

エ 食品の給与のための費用

(ア) 国庫負担対象経費

a 主食費

b 副食費

c 燃料費

d 雑費

(イ) 国庫負担限度額

1人1日当たり1,160円以内とする。

オ 食品の給与の期間

災害発生の日から7日以内

## 2 応急食糧確保対策

災害時における応急用米穀の取扱い

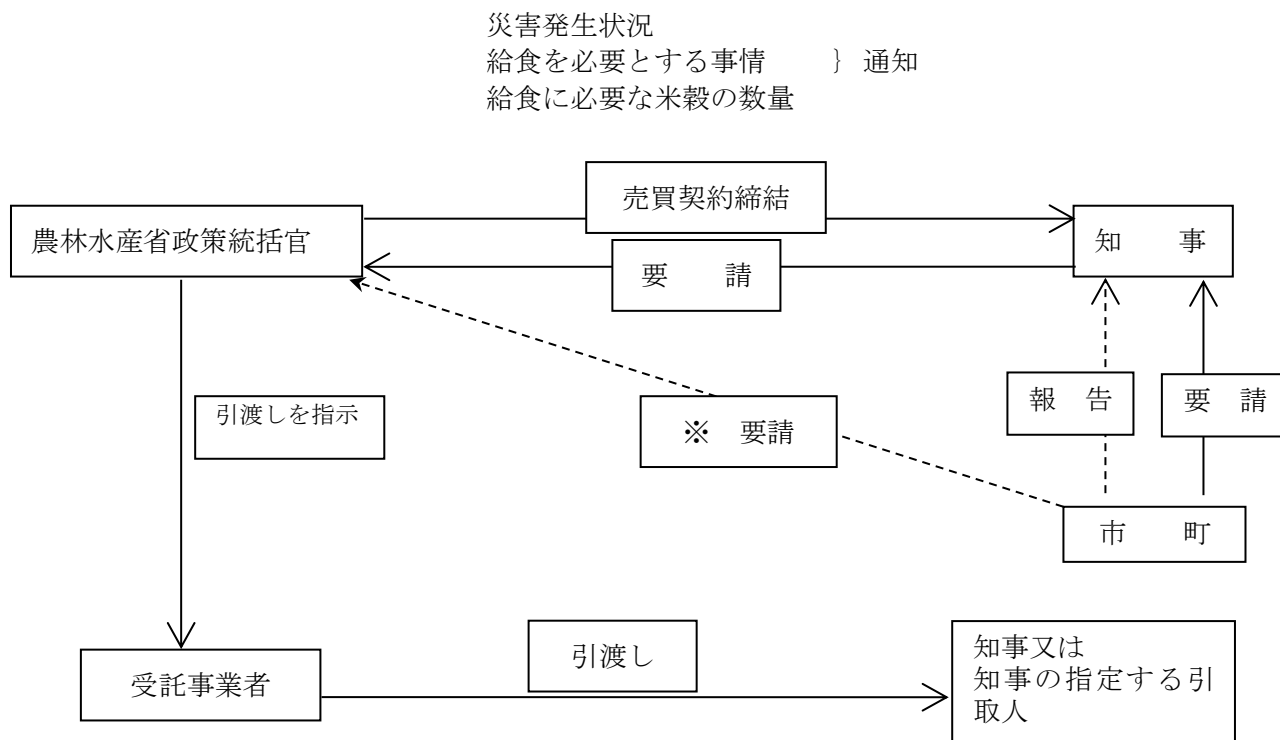
(1) 知事は、地震、大火災、風水害、雪害等非常災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情、及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量等を農林水産省に要請するものとする。なお、市町長が直接、農産局長に対し要請を行った場合は、必ず市町担当者から報告及び申請書の写しを受ける。

(2) 農林水産省は、(1)の要請を受けたときは、受託事業者に対し知事又は、知事の指定する

引取人に災害救助用米穀を引き渡すように指示する。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合における、政府所有米穀の知事への緊急引渡手続については、別に定めるところによるものとする。

### 災害時における応急用米穀の処理図



※ 市町長は、通信、交通が途絶し知事に応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局長に要請することができる。

## 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋）

（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）

（最終改正 令和4年3月2日付け2政統第3096号農産局長通知）

### 第4章 政府所有米穀の販売

#### 第11 災害救助法及び国民保護法が発動させられた場合の特例

##### 1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

##### 2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)様式4-23)により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受け受託事業者に対して、知事又は知事が指定する取引人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規

定に契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する取引人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引き渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

## 27 災害時の応援等協定書

連番	名 称	締 結 日	相 手 方
1	災害時における飲料等の提供協力に関する協定	H21. 10. 7	アサヒカルピスビバレッジ株式会社
2	雲仙市道路損傷情報提供事業協定	H22. 2. 15	郵政事業株式会社諫早支店
3	災害時における支援活動に関する協定	H22. 5. 17	雲仙市災害連絡協議会
4	大規模災害時の応援に関する協定	H23. 6. 28	国土交通省九州整備局
5	長崎県水防倉庫管理運営協定	H23. 9. 22	島原水防地方本部長 (島原振興局長)
6	災害時における相互応援協定	H23. 10. 14	諫早市、島原市、南島原市
7	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	H23. 10. 14	雲仙市商工会
8	災害時における相互応援協定	H24. 2. 14	栃木県高根沢町
9	災害時におけるLPガス供給に関する協定	H24. 5. 21	社団法人長崎県LPガス協会島原支部
10	災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定	H25. 8. 1	一般社団法人 島原半島タクシー協会
11	災害時における非常通信の協力に関する協定	H25. 8. 1	日本無線奉仕団雲仙分団
12	災害時の医療救護に関する協定	H25. 8. 8	一般社団法人南高医師会
13	災害時における資機材等の調達に関する協定	H26. 9. 11	吾妻建設協会
14	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H27. 1. 14	株式会社ゼンリン 九州第一エリア統括部
15	災害時における救援物資提供に関する協定	H27. 5. 1	ワールドサンフーズ株式会社
16	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H27. 5. 26	島原地区老人福祉施設協議会
17	災害発生時における雲仙市と雲仙市内郵便局の協力に関する協定	H27. 7. 1	小浜郵便局
18	大規模災害時における宿泊施	H27. 9. 25	雲仙旅館ホテル組合

	設の協力に関する協定		
	大規模災害時における宿泊施設の協力に関する協定	H27. 9. 25	小浜温泉旅館組合
19	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	H28. 4. 1	佐川急便株式会社北九州支店
20	災害時における物資供給に関する協定	H28. 10. 3	NPO 法人コメリ災害対策センター
21	災害時相互応援に関する協定	H29. 2. 17	熊本県長洲町
22	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	H30. 2. 16	西日本電信電話(株)長崎支店

連番	名 称	締 結 日	相 手 方
23	災害時における協力に関する協定	H31. 3. 28	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
24	災害時に係る情報発信等に関する協定	H31. 4. 15	ヤフー株式会社
25	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	R 1. 7. 10	一般社団法人島原南高歯科医師会
26	災害時における物資供給に関する協定	R 1. 11. 7	株式会社 ナフコ
27	災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	R 2. 3. 25	社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会
28	災害時における放送要請に関する協定	R 2. 3. 25	(株)ひまわりテレビ
29	災害時における物資の調達に関する協定	R 2. 7. 1	長崎段ボール株式会社
30	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	R 2. 8. 5	太陽工業株式会社
31	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	R 2. 11. 2	一般社団法人長崎県産業資源循環協会
32	災害時における物資の調達に関する協定	R 2. 12. 28	王子コンテナ株式会社九州北工場
33	防災パートナーシップに関する協定	R3. 3. 25	長崎文化放送株式会社
34	災害時における物資提供に関する協定	R3. 3. 25	生活協同組合ララキューブ
35	電気自動車等を活用した災害	R4. 2. 14	長崎県オールトヨタ

	連携協定		
36	災害時における支援活動に関する協定	R4. 8. 3	雲仙市災害連絡協議会
37	大規模災害発生時における復興支援に関する協定	R4. 8.17	長崎県土地家屋調査士会
38	災害時における相互協力に関する協定	R5. 5.10	九州ガス株式会社
39	災害時における相互協力に関する協定	R7. 5.1	鹿児島県霧島市

# 雲仙岳の噴火警戒レベル

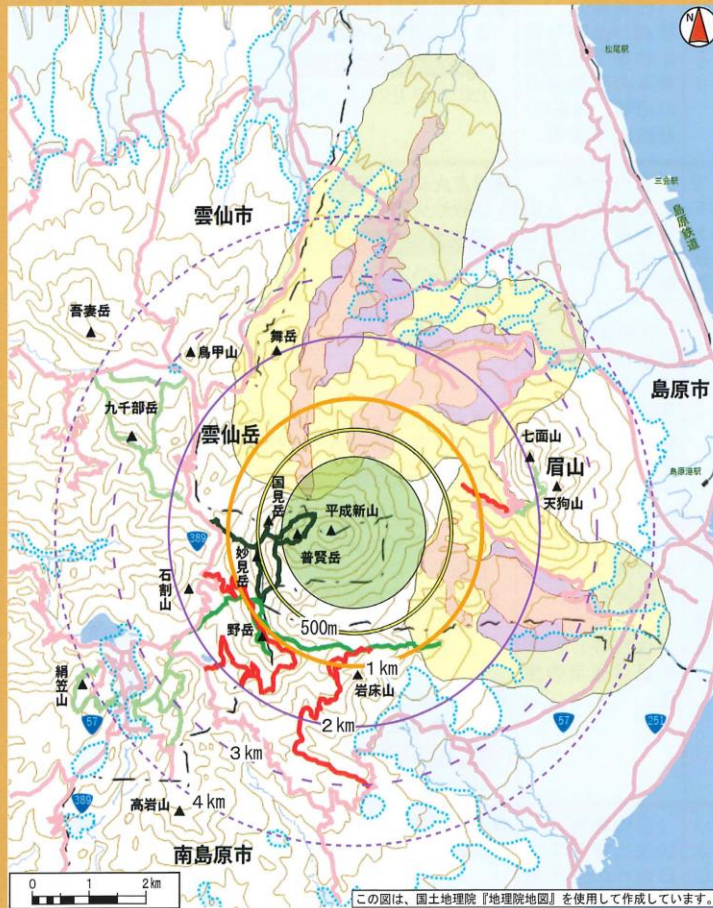
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



九州地方整備局提供

## ■雲仙岳 噴火警戒レベルに応じた防災対応



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が住民、観光客、登山者・入山者及び自治体等の防災機関に求められます。

- レベル5（避難）：  
危険な居住地域からの避難等
- レベル4（高齢者等避難）：  
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等
- レベル3（入山規制）：  
想定火口域の縁から概ね1km以内の立入規制  
○の範囲内
- レベル2（火口周辺規制）：  
想定火口域の縁から概ね500m以内の立入規制  
◎の範囲内
- レベル1（活火山であることに留意）：  
状況に応じて火口内への立入規制

大きな噴石に警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、想定火口域の縁から概ね500m◎、概ね1km○、概ね2km◎、概ね3km◎、概ね4km◎となります。

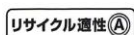
- ：想定火口域
- ：一般道
- ：居住地域
- ：一般道（レベル3規制）
- ：溶岩流
- ：登山道
- ：火砕流
- ：登山道（レベル3規制）
- ：火砕サージ
- ：登山道（レベル2規制）

※噴火警戒レベルが対象とする火山現象は、大きな噴石、溶岩流及び火砕流です。溶岩ドームの崩落や土石流などについては、自治体等が発表する情報に留意してください。

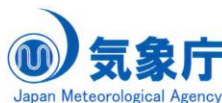
■この図は、噴火シナリオに基づき、雲仙岳火山防災協議会と調整して作成しています。  
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



問い合わせ先

福岡管区気象台 地域火山監視・警報センター  
TEL:092-725-3606 <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>  
■長崎地方気象台  
TEL:095-811-4862 <https://www.data.jma.go.jp/nagasaki-c/>  
■雲仙岳火山防災協議会事務局：長崎県  
TEL:095-824-1111 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/kiki/index.html>



九州地方整備局提供

平成19年12月1日運用開始  
平成31年3月14日改定

## 雲仙岳の噴火警戒レベル

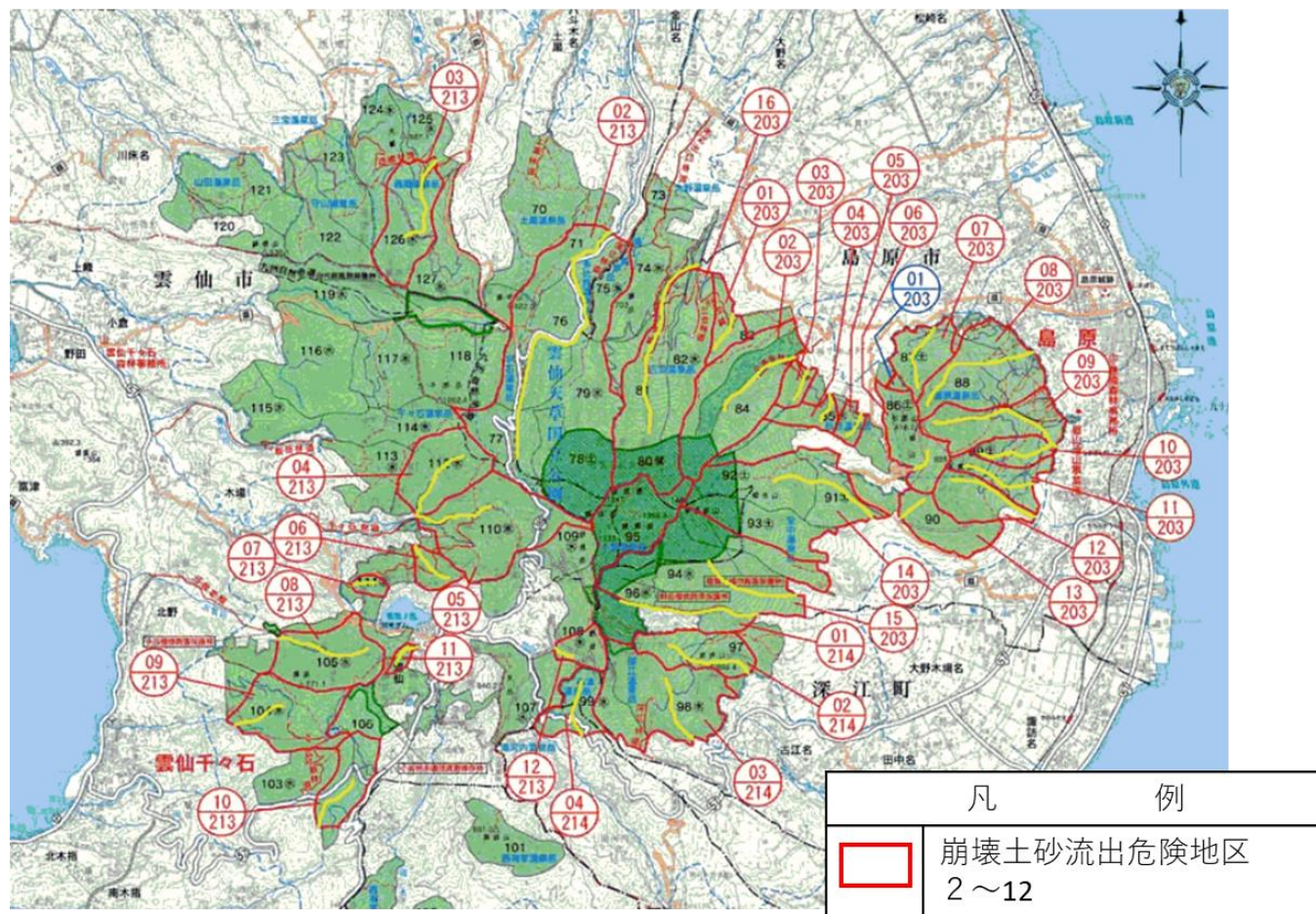
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 <b>1792年噴火の事例</b> 溶岩流(新焼溶岩)が火口から約2.7kmまで流下 <b>1990年～1996年噴火の事例</b> 1991年5月26日:火砕流が火口から約2.5kmまで流下
			4 (高齢者等)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。	●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 <b>1990年～1996年噴火の事例</b> 1991年6月3日:火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日:火砕流が火口から約5.6kmまで流下
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。  (住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 <b>1990年～1996年噴火の事例</b> 1991年5月12日頃:山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日:火山性微動の急増 1991年5月13日:山体浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動  ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 <b>1663年噴火の事例</b> 溶岩流(古焼溶岩)が火口から約1kmまで流下
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 火口周辺への立入規制等。  (住民等) 住民は通常の生活。	●想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 <b>1990年～1996年噴火の事例</b> 1990年10月23日、10月31日:火山性地震の増加 1990年10月:火山性微動の増大  ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 <b>1990年～1996年噴火の事例</b> 1990年11月17日:噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(登山者等) 状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。  
注2) 各レベルにおける警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が限定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。  
注3) 想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を発表する。  
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。  
■最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

### 30 山地災害危険地区

#### (1) 位置図

雲仙市山地災害危険地区位置図



(2) 崩壊土砂流出危険地区一覧表(雲仙市)

番 号			位 置			保安林等	他の法令等 の指定	危険度	面積(ha)	備考
市町村	地区	市町村	大字	字						
1	213	2	雲仙市	国見町庚	奥上原ほか	水かん		A	18.00	
2	213	3	雲仙市	瑞穂町西郷		水かん		A	4.68	
3	213	4	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	1.05	
4	213	5	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	2.70	
5	213	6	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	1.20	
6	213	7	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	0.84	
7	213	8	雲仙市	小浜町北本町	水ノ出	水かん		A	5.40	
8	213	9	雲仙市	小浜町北本町		水かん		A	1.32	
9	213	10	雲仙市	小浜町南本町		水かん		A	2.28	
10	213	11	雲仙市	小浜町雲仙		水かん		A	0.48	
11	213	12	雲仙市	小浜町雲仙	絹笠	水かん		C	0.45	
計			11箇所							

※ 213-1 は欠番

## 31 要配慮者利用施設

### 要配慮者利用施設(土砂災害)一覧表

令和8年4月1日現在

町名	要配慮者利用施設名	住 所	分 類
南 串 山 町	南串保育園	南串山町丙 1176	急傾斜地
	島原特別支援学校南串山分教室	南串山町丙 9736-2	急傾斜地
	南串中学校	南串山町丙 9705	土石流
	社会福祉法人八幡会あけぼの学園	南串山町丙 9716	土石流
	ケアホームゆうかぜ	南串山町丙 9679-2	土石流
	ケアホームあさかぜ	南串山町丙 9679-2	土石流
	南串第一小学校	南串山町甲 2480	土石流
	皮膚科・泌尿器科 菅医院	南串山町甲 2232	地すべり
	菅耳鼻咽喉科	南串山町甲 2232-3	地すべり
	広田歯科	南串山町甲 2232-3	地すべり
	京泊馬場医院	南串山町丙 9899-1	土石流
小 浜 町	社会福祉法人コスモス会ウェルカム社おばま	小浜町富津 846	急傾斜地
	ひらゆ医院	小浜町北野 1069	急傾斜地
	特別養護老人ホーム「湯楽苑」	小浜町北本町 217	急傾斜地
	養護老人ホーム「湯の里荘」	小浜町北本町 217	急傾斜地
	あすなろ保育園	小浜町南本町 794	急傾斜地
	菅医院	小浜町北本指 3035-3	急傾斜地
	木戸眼科	小浜町北本町 1682-52	急傾斜地
	ケアハウス桜花苑	小浜町北本町 1056-3	急傾斜地
	小浜中学校	小浜町南本町 290	急傾斜地
	社会福祉法人いずみ会よろこびの里	小浜町南本町 518	急傾斜地
	グループホーム クベレ	小浜町金浜 422-2	急傾斜地
	小浜小学校	小浜町北本町 550	土石流
	津田歯科	小浜町北本町 102-8	土石流
	恵燈保育園	小浜町北本町 21	土石流
	松藤整形外科	小浜町北本町 35	土石流
	副島内科クリニック	小浜町北本町 11-5	土石流
	小浜みやもと歯科医院	小浜町南本町 14-1	土石流
	小浜老人福祉センター	小浜町北本町 14-3	土石流
	小浜こども園	小浜町北本町 207	急傾斜地
	木戸医院	小浜町北本町 27	土石流
就労継続支援B型事業所もくもく	小浜町北本町 862-2	土石流	
馬場医院	小浜町雲仙 381	急傾斜地	

町名	要配慮者利用施設名	住 所	分 類
千々石町	千々石中学校	千々石町己 305	地すべり
	城代医院	千々石町丁 480	土石流・地すべり
	メットライフ財団支援らたん	千々石町丙 2082-2	土石流
愛野町	小さき花の幼稚園	愛野町乙 771	急傾斜地
	愛野保育園	愛野町乙 830-1	急傾斜地
	愛野ありあけ病院	愛野町甲 370	急傾斜地
吾妻町	吾妻デイサービスセンター	吾妻町馬場名 403	急傾斜地
	養護老人ホーム吾妻荘	吾妻町馬場名 406	急傾斜地
瑞穂町	岩戸保育園	瑞穂町西郷丁 505	急傾斜
	グループホーム いなほ	瑞穂町西郷戊 772-5	急傾斜

## 要配慮者避難施設(洪水浸水区域)一覧表

令和8年4月1日現在

町名	避難促進施設名	住 所	備 考
国見町	長崎県立国見高等学校	国見町多比良甲 1020	
国見町	雲仙市立多比良小学校	国見町多比良丙 724	
国見町	雲仙市立神代小学校	国見町神代丙 250	
国見町	たいら保育園	国見町多比良丙 189-2	
国見町	くにみ幼稚園	国見町多比良丁 180	
国見町	神代保育所	国見町神代乙 527	
国見町	太田整形外科	国見町多比良乙 433-1	
国見町	梅津医院	国見町土黒甲 4 3 9-1	
国見町	特別養護老人ホーム花みずき	国見町神代丙 192-1	
国見町	小規模多機能ホーム 暖だん	国見町多比良乙 122-1	
瑞穂町	グループホームいなほ・みずほ	瑞穂町西郷戊 772-5	
瑞穂町	HOME さいごう	瑞穂町西郷乙 26-1	
吾妻町	和光幼稚園	吾妻町大木場名 38-5	
吾妻町	雲仙市立吾妻中学校	吾妻町大木場名 190-1	
吾妻町	大福寺こども園	吾妻町古城名 383	
吾妻町	安藤病院	吾妻町牛口名 378-2	
吾妻町	特別養護老人ホーム さいわい	吾妻町大木場名 117-1	
吾妻町	(福)幸和会グループホームなかよし	吾妻町牛口名 378-2	
吾妻町	(医)祐和会グループホームやすらぎ	吾妻町牛口名 378-2	
吾妻町	(医)祐和会デイケアセンターしんらい	吾妻町牛口名 378-2	
吾妻町	共同生活 HOME あいの	吾妻町大木場名 251-6	
吾妻町	放課後等デイサービスななつの風にこり	吾妻町牛口名 498-2	
愛野町	雲仙市立愛野小学校	愛野町乙 566	
愛野町	愛野保育園	愛野町乙 830-1	
愛野町	雲仙まっ白こども園	愛野町乙 746-2	
愛野町	松本医院	愛野町乙 599	
愛野町	愛野診療所	愛野町乙 330	
愛野町	中村眼科医院	愛野町乙 575-1	
愛野町	生活介護 TERRACE ひだまり	愛野町乙 810-1	
愛野町	短期入所 LOUNGE はな	愛野町乙 810-1	
愛野町	放課後等デイサービス PARK すくすく	愛野町乙 810-1	
愛野町	共同生活介護あいの	愛野町乙 521-1	
愛野町	放課後等デイサービスはなまるキッズ	愛野町甲 3873-37	
千々石町	天野医院	千々石町甲 677	
千々石町	城代医院	千々石町丁 480	

町名	避難促進施設名	住 所	備 考
千々石町	デイサービスセンターげんきはうす	千々石甲 4-4	

## 32 避難促進施設

### ○ 津波災害

令和8年4月1日現在

町名	避難促進施設名	住 所	備 考
南串山町	菅耳鼻咽喉科	南串山町甲 2232	
	広田歯科	南串山町甲 2232-3	

### ○ 火山噴火災害

令和6年4月1日現在

町名	避難促進施設名	住 所	備 考
小浜町	雲仙ロープウェイ株式会社	小浜町雲仙 551	
	仁田峠インフォメーションセンター	小浜町雲仙 551	

## 雲仙市地域防災計画の改正

平成30年 3月改正	雲仙市防災会議
令和 2年 12月改正	雲仙市防災会議
令和 3年 7月改正	雲仙市防災会議
令和 4年 6月改正	雲仙市防災会議
令和 5年 5月改正	雲仙市防災会議
令和 6年 5月改正	雲仙市防災会議
令和 7年 5月改正	雲仙市防災会議
令和 8年 5月改正	雲仙市防災会議

## 雲仙市地域防災計画

### — 資料編 —

(令和8年5月)

編集・発行 雲仙市防災会議

事務局 雲仙市防災安全課

〒859-1107

長崎県雲仙市吾妻町牛口名7 1 4 番地

TEL 0957-47-7759

FAX 0957-38-3109